

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十七号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

第一章 総則(第一条・第十二条)

第二章 助産施設(第十三条・第十五条)

第三章 乳児院(第十六条・第二十三条)

第四章 母子生活支援施設(第二十四条・第三十条)

第五章 保育所(第三十一条・第三十八条)

第六章 児童厚生施設(第三十九条・第四十一条)

第七章 児童養護施設(第四十二条・第四十八条)

第八章 福祉型障害児入所施設(第四十九条・第五十六条)

第九章 医療型障害児入所施設(第五十七条・第六十一条)

第十章 福祉型児童発達支援センター(第六十二条・第六十六条)

第十一章 医療型児童発達支援センター(第六十七条・第六十九条)

第十二章 情緒障害児短期治療施設(第七十条・第七十五条)

第十三章 児童自立支援施設(第七十六条・第八十四条)

第十四章 児童家庭支援センター(第八十五条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十一号、以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(非常災害対策)

第二条 児童福祉施設は、条例第六条第二項の計画について、当該児童福祉施設の立地条件等を勘案してその発生が予想される非常災害の種類ごとに作成し、当該児童福祉施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 条例第六条に定めるもののほか、児童福祉施設は、非常災害に備えるため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 非常災害時における他の社会福祉施設等との連携及び協力の体制の整備

規 則

目 次

ページ

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (子育て支援課) 一

○婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (同) 一四

○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 (障害福祉課) 一六

○障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (同) 四七

○指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 (同) 六一

○地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (同) 七二

○福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (同) 七四

○障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (同) 七五

○指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 (同) 八四

○指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 (同) 九七

教育委員会

○宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 一〇五

規 則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

二 非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時において必要となるものの備蓄及び自家発電装置等の整備

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

第三条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

第四条 児童福祉施設の職員は、常に自己研さんに励み、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。(衛生管理等)

第五条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 児童福祉施設(助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。)においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第六条 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この項において同じ。)において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法(条例第七条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象

として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。(入所した者及び職員の健康診断)

第七条 児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第四項を除き、以下この条において同じ。)の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期の健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に報告しなければならない。

4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第八条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設を設置者が入所中の児童に係る知事が定める給付金(以下「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げる(一)により管理しなければならない。

一 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

二 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

四 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。(児童福祉施設内部の規程)

第九条 児童福祉施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- 一 入所する者の援助に関する事項
- 二 その他施設の管理についての重要事項

(児童福祉施設に備える帳簿)

第十条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(指導等への対応)

第十一条 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を踏まえ必要な改善を行うよう努めるものとする。

2 児童福祉施設は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力するものとする。

(暴力団員等の排除)

第十二条 条例第十三条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該児童福祉施設の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を統括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。

第二章 助産施設

(入所させる妊産婦)

第十三条 助産施設には、法第二十二條第一項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のあるときは、その他の妊産婦を入所させることができる。

(第二種助産施設の従業者)

第十四条 条例第十五条の規則で定める員数は、一人以上とする。

2 第二種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

(第二種助産施設と異常分べん)

第十五条 第二種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、第二種助産施設の長は、速やかにこれを第一種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

第三章 乳児院

(設備)

第十六条 条例第十七条第一項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 寢室の面積は、乳幼児一人につき二・四七平方メートル以上であること。
- 二 観察室の面積は、乳幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。

2 条例第十七条第二項に規定する専用の室の面積は、一室につき九・九一平方メートル以上とし、乳幼児一人につき二・四七平方メートル以上とする。

(従業者)

第十七条 乳児院(乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。)の医師又は嘱託医は、小児科の診療に相当の経験を有するものでなければならない。

2 乳児院の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 乳児院の心理療法担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4 第一項の乳児院に置く看護師の数は、乳児及び満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上(これらの合計数が七人未満であるときは、七人以上)とする。

5 前項の看護師は、保育士又は児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。)をもってこれに代えることができる。ただし、乳幼児十人の乳児院には二人以上、乳幼児が十人を超える場合は、おおむね十人増すごとに一人以上看護師を置かなければならない。

6 条例第十八条第三項の規則で定める員数は、一人以上とする。

第十八条 乳幼児十人未満を入所させる乳児院に置く看護師の数は、七人以上とする。ただし、その一人を除き、保育士又は児童指導員をもってこれに代えることができる。

(乳児院の長の資格等)

第十九条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- 一 医師であつて、小児保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 乳児院の職員として三年以上勤務した者
- 四 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合

計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
 イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
 ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 乳児院の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（養育）

第二十条 条例第二十条第一項の養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排せつ、沐浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、第七条第一項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。

（乳児の観察）

第二十一条 乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。）においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、これを観察室に入所させ、その心身の状況を観察しなければならない。

（自立支援計画の策定）

第二十二条 乳児院の長は、条例第二十条第一項に規定する目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（関係機関との連携）

第二十三条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第四章 母子生活支援施設

（設備）

第二十四条 条例第二十三条第一項に規定する母子室は、一世帯につき一室以上とし、その面積は、三十平方メートル以上とする。

（従業者）

第二十五条 母子支援施設の心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 母子支援員の数は、母子十世帯以上二十世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては二人以上、母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては三人以上とする。

3 少年を指導する職員の数は、母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、二人以上とする。

（母子生活支援施設の長の資格等）

第二十六条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 母子生活支援施設の職員として三年以上勤務した者

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 母子生活支援施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（母子支援員の資格）

第二十七条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二 保育士の資格を有する者

三 社会福祉士の資格を有する者

四 精神保健福祉士の資格を有する者

五 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上児童福祉事業に従事した

もの

(自立支援計画の策定)

第二十八条 母子生活支援施設の長は、条例第二十五条に規定する目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(保育所に準ずる設備)

第二十九条 条例第二十七条に規定する場合には、保育所に關する規定(第三十六条を除く。)を準用する。

2 条例第二十七条に規定する保育所に準ずる設備の保育士の数は、乳幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。

(関係機関との連携)

第三十条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校(幼稚園(学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)、保育所、児童相談所、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

第五章 保育所

(設備)

第三十一条 条例第二十九条第一号に定める設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳児室の面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。

二 ほかふく室の面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

三 乳児室又はほかふく室には、保育に必要な用具を備えること。

2 条例第二十九条第二号に定める設備の基準は、次のとおりとする。

一 保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、満二歳以上の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

二 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

3 条例第二十九条第一号の乳児室若しくはほかふく室又は同条第一号の保育室若しくは遊戯室(以下「保育室等」という。)を二階に設ける建物は、次の第一号、第二号及び第六号に掲げる要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、第二号から第八号までに掲げる要件に該当しなければならない

い。

一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。

二 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備	
		二階	三階
階	常用	1 屋内階段	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段
		2 屋外階段	2 屋外階段
四階以上	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。)
		2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
四階以上	避難用	3 屋外階段	3 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階段
		1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階段	4 屋外階段
四階以上	避難用	2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
		建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	3 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

三 前号に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

四 保育所の調理室次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。
以外の部分と保育所の調理室の部分とが建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第一百二十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

イ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

ロ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

五 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

六 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

七 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

八 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(保育所の設備の基準の特例)

第三十二条 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第六条第一項の規定にかかわらず、当該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもおお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

四 幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し

配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。
(従業者)

第三十三条 保育所に置く保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上(認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)以下「就学前保育等推進法」という。))第七条第一項に規定する認定こども園をいう。))である保育所(以下「認定保育所」という。))にあつては、乳児三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上(認定保育所にあつては、満一歳以上満三歳に満たない幼児六人につき一人以上)、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上(認定保育所にあつては、幼稚園と同様に一日に四時間程度利用する幼児(以下「短時間利用児」という。))三十五人につき一人以上、一日に八時間程度利用する幼児(以下「長時間利用児」という。))二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上(認定保育所にあつては、短時間利用児三十五人につき一人以上、長時間利用児三十人につき一人以上)とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

(保育時間)

第三十四条 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保護者との連絡)

第三十五条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(公正な選考)

第三十六条 就学前保育等推進法第十条第四号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第二十四条第三項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

(利用料)

第三十七条 法第五十六条第三項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第十三条第四項の保育料(以下「徴収金等」という。))以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス(当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。))に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

(関係機関との連携)

第三十八条 保育所の長は、市町村保健センター、福祉事務所、児童相談所、児童家庭支援センター、

児童委員、保健所等関係機関と連携して、乳幼児の養育及び保護者の支援を行うよう努めなければならない。

第六章 児童厚生施設

(従業者)

第三十九条 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 保育士の資格を有する者
- 三 社会福祉士の資格を有する者

四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上児童福祉事業に従事したものである。

五 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、知事)が適当と認められたもの

- イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことににより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(保護者との連絡)

第四十条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

(関係機関との連携)

第四十一条 児童厚生施設の長は、児童の通学する学校、保育所、福祉事務所、児童相談所、児童家

庭支援センター、児童委員等関係機関と連携して、児童の支援を行うよう努めなければならない。

第七章 児童養護施設

(設備)

第四十二条 条例第三十七条第一項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。
- 二 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
- 三 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(従業者)

第四十三条 児童養護施設の家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

2 児童養護施設の心理療担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

3 児童養護施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五・五人につき一人以上とする。ただし、児童四十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

4 児童養護施設の看護師の数は、乳児おおむね一・六人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。

(児童養護施設の長の資格等)

第四十四条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- 一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 児童養護施設の職員として三年以上勤務した者
- 四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合

計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
 イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
 ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 児童養護施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童指導員の資格）

第四十五条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第一百一条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したものであるもの

九 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、知事が相当と認められたもの

十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、知事が相当と認められたもの
 （自立支援計画の策定）

第四十六条 児童養護施設の長は、条例第三十九条に規定する目的を達成するため、入所中の個々の

児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（児童と起居を共にする従業者）

第四十七条 児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。

（関係機関との連携）

第四十八条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第八章 福祉型障害児入所施設

（設備）

第四十九条 条例第四十三条第一項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。

二 入所している児童の年齢に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

三 便所は、男子用と女子用とを別にすること。

2 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

（従業者）

第五十条 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を四・三で除して得た数以上とする。ただし、児童三十人以下を入所させる施設にあつては、更に一以上を加えるものとする。

3 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第一項の規定を準用する。

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数については、第二項の規定を準用する。

5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

6 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護師の数は、児童おおむね二十人以上とする。

7 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

8 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人につき一人以上とする。ただし、児童三十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

9 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を三・五で除して得た数以上とする。

10 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(入所支援計画の作成)

第五十一条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。

(保護者等との連絡)

第五十二条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱つた児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第五十三条 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的及び精神医学的診査を行わなければならない。ただし、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第五十四条 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第七条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第十条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を

精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

(関係機関との連携)

第五十五条 福祉型障害児入所施設の長は、児童相談所、保育所、市町村、障害福祉サービス事業(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業をいう。)を行う者等関係機関と密接に連携して児童の支援を行うよう努めなければならない。

(準用)

第五十六条 第四十七条の規定は、福祉型障害児入所施設(主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。)について準用する。

第九章 医療型障害児入所施設

(設備)

第五十七条 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

(従業者)

第五十八条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を六・七で除して得た数以上とする。

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない。

3 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね十人以上、少年おおむね二十人以上とする。

4 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)第三条の二第一項第一号ハ及び二のの規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第五十九条 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、第七条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

(生活指導等)

第六十条 医療型障害児入所施設(主として重症心身障害児を入所させる施設を除く。以下この条において同じ。)における生活指導は、児童が日常の起居の間に、当該医療型障害児入所施設を退所

した後、できる限り社会に適應するようこれを行わなければならない。

2 医療型障害児入所施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 医療型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるようこれを行わなければならない。

4 前項の職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に
応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実
習、講習等の支援により行わなければならない。

(準用)

第六十一条 第五十一条及び第五十五条の規定は、医療型障害児入所施設について準用する。

2 第四十七条及び第五十二条の規定は、医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所さ
せる施設を除く。）について準用する。

3 第五十三条の規定は、主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設について準用する。

第十章 福祉型児童発達支援センター

(設備)

第六十二条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター
及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。）の設備の基準は、
次のとおりとする。

一 指導訓練室の一室の定員は、これをおおむね十人とし、その面積は、児童一人につき二・四七
平方メートル以上とすること。

二 遊戯室の面積は、児童一人につき一・六五平方メートル以上とすること。

(従業者)

第六十三条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター
及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。）の児童指導員、保
育士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。

2 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小
児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

3 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療
に相当の経験を有する者でなければならない。

4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士及び
機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。ただし、言

語聴覚士の数は、四人以上でなければならない。

5 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医
療法施行令第三条の二第一項第一号八及び二〇の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名と
する診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者で
なければならない。

6 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護師
及び機能訓練担当職員の数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。ただし、
機能訓練担当職員の数は、一人以上でなければならない。

(保護者等との連絡)

第六十四条 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明すると
ともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童
の生活指導につき、その協力を求めなければならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第六十五条 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、第七条第一項に規
定する入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能
な者については、できる限り治療しなければならない。

(準用)

第六十六条 第五十一条及び第五十五条の規定は、福祉型児童発達支援センターについて準用する。

この場合において、第五十五条中「保育所」とあるのは「児童の通学する学校、保育所」と読み替
えるものとする。

2 第五十三条の規定は、主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにつ
いて準用する。

第十一章 医療型児童発達支援センター

(設備)

第六十七条 医療型児童発達支援センターにおいては、階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第六十八条 医療型児童発達支援センターにおいては、第七条第一項に規定する入所時の健康診断に
当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続す
るか否かを考慮しなければならない。

(準用)

第六十九条 第五十一条、第五十五条及び第六十四条の規定は、医療型児童発達支援センターについ

て準用する。この場合において、第五十五条中「保育所」とあるのは「児童の通学する学校、保育所」と読み替えるものとする。

第十二章 情緒障害児短期治療施設

(設備)

第七十条 条例第五十九条に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。
- 二 男子と女子の居室は、これを別にすること。
- 三 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(従業者)

第七十一条 情緒障害児短期治療施設の医師は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

2 情緒障害児短期治療施設の心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

3 情緒障害児短期治療施設の家支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第一項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

4 情緒障害児短期治療施設の心理療法担当職員の数は、おおむね児童十人につき一人以上とする。
5 情緒障害児短期治療施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童四・五人につき一人以上とする。

(情緒障害児短期治療施設の長の資格等)

第七十二条 情緒障害児短期治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う情緒障害児短期治療施設の運営に必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、情緒障害児短期治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- 一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者

三 情緒障害児短期治療施設の職員として三年以上勤務した者

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)

2 情緒障害児短期治療施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(自立支援計画の策定)

第七十三条 情緒障害児短期治療施設の長は、条例第六十一条第一項に規定する目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(関係機関との連携)

第七十四条 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(準用)

第七十五条 第四十七条の規定は、情緒障害児短期治療施設について準用する。

第十三章 児童自立支援施設

(設備)

第七十六条 条例第六十四条第一項において準用する条例第三十七条第一項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。

二 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

三 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(従業者)

第七十七条 児童自立支援施設の家支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格

を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

2 児童自立支援施設の心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百一条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

3 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じておおむね児童四・五人につき一人以上とする。

(児童自立支援施設の長の資格等)

第七十八条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百二十二条に規定する児童自立支援専門員養成所(以下「養成所」という。)が行つ児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 児童自立支援専門員の職にあつた者等児童自立支援事業に五年以上(養成所が行つ児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程(以下「講習課程」という。)を修了した者にあつては、三年以上)従事した者

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が五年以上(養成所が行つ講習課程を修了した者にあつては、三年以上)であるもの

イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)

2 児童自立支援施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行つ研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童自立支援専門員の資格)

第七十九条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

四 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百一条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イから八までに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

五 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イから八までに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

六 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イから八までに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

七 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

八 学校教育学の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は二年以上教員としてその職務に従事したもの

(児童生活支援員の資格)

第八十条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 保育士の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 三年以上児童自立支援事業に従事した者

(自立支援計画の策定)

第八十一条 児童自立支援施設の長は、条例第六十六条第一項に規定する目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第八十二条 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第八十三条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査等)

第八十四条 児童自立支援施設においては、入所している児童の自立支援のため、随時心理学的及び精神医学的診査並びに教育評価(学科指導を行う場合に限る。)を行わなければならない。

第十四章 児童家庭支援センター

(職員)

第八十五条 条例第七十条に規定する職員は、法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(高等学校、大学の範囲)

2 第二十七条第五号、第三十九条第四号、第四十五条第八号及び第七十九条第七号にいう学校教育法の規定による高等学校は、中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)の規定による中等学校を含むものとする。

3 第三十七条第三項、第二十五条第一項、第三十九条第六号イ、第四十三条第一項、第四十五条第四号、第七十一条第二項、第七十七条第二項及び第七十九条第四号にいう大学は、大学令(大正七年勅令第三百八十八号)の規定による大学を含むものとする。

(特例幼保連携保育所の特例)

4 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例(平成十八年宮城県条例第七十四号)第四条各号に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)と幼保連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所(以下「特例幼保連携保育所」という。)の保育室又は遊戯室については、当該幼保連携施設の園舎の面積(乳児又は満二歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設

設備の面積及び満一歳以上満三歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積を除く。)が次の各号に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める面積以上であるときは、当分の間、第三十一条第二項第一号の規定を適用しないことができる。

一 一学級 百八十平方メートル

二 二学級以上 学級数から二を差し引いた数に百平方メートルを乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えた面積

5 特例幼保連携保育所の屋外遊戯場については、当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次の各号に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める面積と満二歳以上満三歳に満たない幼児につき第三十一条第二項第一号の規定により算定した面積とを合算した面積以上であるときは、当分の間、同号の規定を適用しないことができる。

一 二学級以下 学級数から一を差し引いた数に三十平方メートルを乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えた面積

二 三学級以上 学級数から三を差し引いた数に八十平方メートルを乗じて得た面積に四百平方メートルを加えた面積

6 特例幼保連携保育所であつて、満三歳以上の幼児につき第三十三条に規定する数の保育士を確保することが困難であるものに対する同条の規定(満三歳以上の幼児に関する部分に限る。)の適用については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の従業者(当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。)であつて、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性及び能力等を考慮して知事が適当であると承認したものは、保育士とみなす。

7 前項の規定による知事の承認の有効期間は、その承認をした日から三年とする。

8 前項の規定にかかわらず、第六項の規定による知事の承認については、当分の間、相当期間にわたり保育士を確保することが困難である場合に限り、その有効期間を六年とすることができる。

9 第四項から前項までの規定は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例第四条各号に掲げる要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、第六項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。

(経過措置)

10 乳児六人以上を入所させる保育所に係る第三十三条に規定する保育士の数の算定については、当

分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる。

11 平成十九年三月二十七日前から引き続き児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員又は児童生活支援員である者については、第七十八条から第八十条までの規定にかかわらず、当該児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員又は児童生活支援員となることができる。

12 平成二十三年六月十七日前から引き続き乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に置かれている家庭支援専門相談員に相当する者は、第十七条第二項、第四十三条第一項、第七十一条第三項又は第七十七条第一項の規定にかかわらず、当該乳児院等における家庭支援専門相談員となることができる。

13 平成二十三年九月一日前から引き続き乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は情緒障害児短期治療施設の長である者については、第十九条第一項、第二十六条第一項、第四十四条第一項又は第七十二条第一項の規定は、適用しない。

14 平成二十四年四月一日前から引き続き存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）第五条の規定による改正前の法第四十三条に規定する知的障害児通園施設であって、整備法附則第三十四条第二項の規定により整備法第五条の規定による改正後の法（以下「新児童福祉法」という。）第三十五条第三項又は第四項に基づき新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターとして設置しているものとみなされたものに対する第六十三条第一項の規定の適用については、同項中「通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上」とあるのは、「通じておおむね乳幼児の数を四で除して得た数及び少年の数を七・五で除して得た数の合計数」とする。

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。
平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十八号

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（非常災害対策）

第一条 婦人保護施設は、条例第五条の計画について、当該婦人保護施設の立地条件等を勘案してその発生が予想される非常災害の種類ごとに作成し、当該婦人保護施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 条例第五条に定めるもののほか、婦人保護施設は、非常災害に備えるため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 非常災害時における他の社会福祉施設等との連携及び協力の体制の整備
- 二 非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時において必要となるものの備蓄及び自家発電装置等の整備

（指導等への対応）

第三条 婦人保護施設は、その行った処遇に関し、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条に規定する婦人相談所から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行うよう努めるものとする。

2 婦人保護施設は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力するものとする。

（帳簿の整備）

第四条 婦人保護施設は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。

（職員）

第五条 婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

（職員の知識及び技能の向上等）

第六条 婦人保護施設の職員は、常に自己研さんに励み、婦人保護施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。

2 婦人保護施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（施設長の資格要件）

第七条 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 三十歳以上の者であって、社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に三年以上従事したものであること。
- 二 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。
- 三 心身ともに健全な者であること。

(設備)

第八条 条例第八条第二項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物とする。

一 スプリングクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第八条第三項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね四・九五平方メートル以上とする。

ロ 主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けること。

ハ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機器器具を備えること。

四 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔に保持するために必要な措置を講じなければならないこと。

五 その他の設備

イ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

ロ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(居室の入所人員)

第九条 一の居室に入所させる人員は、原則として四人以下とする。

(自立の支援等)

第十条 婦人保護施設は、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項についての規程を定めなければならない。

2 婦人保護施設は、入所者の自立を促進するため、各入所者ごとに自立促進計画を作成しなければならない。

(給食)

第十一条 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

3 栄養士を置かない婦人保護施設にあつては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

(保健衛生)

第十二条 婦人保護施設は、入所者については、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

2 婦人保護施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

3 婦人保護施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機器器具の管理を適正に行わなければならない。

4 婦人保護施設は、当該婦人保護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずよう努めなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十三条 婦人保護施設は、当該婦人保護施設の設置者が入所者に係る知事が定める給付金(以下「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下「入所者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

二 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

四 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(関係機関との連携)

第十四条 婦人保護施設は、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、母子生活支援施設、福祉事務所、警察、母子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子相談員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

(暴力団員等の排除)

第十五条 条例第十条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該婦人保護施設の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する婦人保護施設の建物に係る第八条第二項第一号の規定の適用については、同号イ中「四・九五平方メートル」とあるのは、「三・三平方メートル」とする。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十九号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第一節 指定居宅介護等(第二条、第三十二条)

第二節 基準該当居宅介護等(第三十四条、第三十七条)

第三章 療養介護(第三十八条、第六十四条)

第四章 生活介護

第一節 指定生活介護(第六十五条、第七十九条)

第二節 基準該当生活介護(第八十条)

第五章 短期入所

第一節 指定短期入所(第八十一条、第九十条)

第二節 基準該当短期入所(第九十一条)

第六章 重度障害者等包括支援(第九十二条、第九十七条)

第七章 共同生活介護(第九十八条、第一百四十四条)

第八章 自立訓練(機能訓練)

第一節 指定自立訓練(機能訓練)(第一百五十五条、第一百九十九条)

第二節 基準該当自立訓練(機能訓練)(第一百二十条)

第九章 自立訓練(生活訓練)

第一節 指定自立訓練(生活訓練)(第一百一十一条、第二百二十六条)

第二節 基準該当自立訓練(生活訓練)(第二百二十七条)

第十章 就労移行支援(第二百二十八条、第三百三十四条)

第十一章 就労継続支援A型(第三百三十五条、第四百四十四条)

第十二章 就労継続支援B型

第一節 指定就労継続支援B型(第四百四十五条、第四百六十六条)

第二節 基準該当就労継続支援B型(第四百四十七条、第五百十条)

第十三章 共同生活援助(第五百十一条、第五百四十四条)

第十四章 多機能型に関する特例(第五百五十五条)

第十五章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例(第五百五十六条)

第十六章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準(第五百五十七条)

附 則

第一章 総 則

(趣旨)

第一条 この規則は、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第一節 指定居宅介護等

(従業者)

第二条 条例第六条第一項の規則で定める員数は、常勤換算方法(事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、二・五以上とする。

2 条例第六条第二項の規則で定める員数は、事業の規模(指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合)にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定

居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業の規模)に於いて一人以上とする。この場合において、当該員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の事業の規模は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、前項の事業の規模は、推定数とする。
(管理者)

第三条 指定居宅介護事業所の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。
(内容及び手続の説明及び同意)

第四条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第二十三条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。
(契約支給量の報告等)

第五条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量(以下「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下この章において、「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。
3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し遅滞なく報告しなければならない。
4 前三項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。
(連絡調整に対する協力)

第六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。
(サービス提供困難時の対応)

第七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時

にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)
第八条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。

(介護給付費の支給の申請に係る援助)
第九条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。
(心身の状況等の把握)

第十条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)
第十二条 指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。
(サービスの提供の記録)

第十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。
2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十四条 指定居宅介護事業者が、指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに掲げる支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第十五条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額(指定障害福祉サービス等費用基準額(指定障害福祉サービス等につき障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。))第二十九条第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用(法第二十九条第一項に規定する特定費用をいう。以下同じ。))を除く。))の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額をいう。以下同じ。))から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十二条の二によって読み替えられた法第五十八条第三項第一号に規定する指定療養介護医療(以下「指定療養介護医療」という。))につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第一項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。以下同じ。))の支払を受けるものとする。

2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領(法第二十九条第四項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。))について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第五項の規定により支給決定障害者(法第十九条第一項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。))が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者に支払われることをいう。以下同じ。))を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該

指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

4 指定居宅介護事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第十六条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項(法第三十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。))の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。))を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第十七条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、第十五条第二項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第十八条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 指定居宅介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。

二 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

三 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(居宅介護計画の作成)

第十九条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する居宅介護計画の変更について準用する。
(緊急時等の対応)

第二十条 従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者等に関する市町村への通知)

第二十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第二十二条 指定居宅介護事業者の管理者は、当該指定居宅介護事業者の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者に条例第二章及びこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第十九条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(運営規程)

第二十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営につ

いての重要事項に関する運営規程(第二十七条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定居宅介護の内容及びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

五 通常の事業の実施地域

六 緊急時等における対応方法

七 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

八 虐待の防止のための措置に関する事項

九 その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第二十四条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第二十五条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業者の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第二十六条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(揭示)

第二十七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(利用者等に関する情報の取扱い)

第二十八条 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第二十九条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(会計の区分)

第三十条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十一条 指定居宅介護事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次に掲げる記録については、利用者に対し指定居宅介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録

二 従業者の勤務の体制についての記録

三 介護給付費を請求するために審査支払機関(市町村(法第二十九条第七項の規定により支払に関する事務を国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)に委託している場合にあつては、当該連合会(をいう。)に提出した記録

(暴力団員等の排除)

第三十二条 条例第十六条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該指定居宅介護事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。

(準用)

第三十三条 第二条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第四条第一項中、「第二十三条」とあるのは、「第三十三条第一項において準用する第二十三条」と、第十四条第二項中、「次条第一項」とあるのは、「第三十三条第一項

において準用する次条第一項」と、第十七条第二項中、「第十五条第二項」とあるのは、「第三十三条第一項において準用する第十五条第二項」と、第十八条第一号中、「次条第一項」とあるのは、「第三十三条第一項において準用する次条第一項」と、第二十二条第三項中、「第十九条」とあるのは、「第三十三条第一項において準用する第十九条」と、第二十三条中、「第二十七条」とあるのは、「第三十三条第一項において準用する第二十七条」と、第二十四条中、「食事等の介護」とあるのは、「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と、第三十二条中、「条例」とあるのは、「条例第十七条において準用する条例」と読み替えるものとする。

2 第二条から第二十三条まで及び第二十五条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第四条第一項中、「第二十三条」とあるのは、「第三十三条第二項において準用する第二十三条」と、第十四条第二項中、「次条第一項」とあるのは、「第三十三条第二項において準用する次条第一項」と、第十七条第二項中、「第十五条第二項」とあるのは、「第三十三条第二項において準用する第十五条第二項」と、第十八条第一号中、「次条第一項」とあるのは、「第三十三条第二項において準用する次条第一項」と、第二十一条第三項中、「第十九条」とあるのは、「第三十三条第二項において準用する第十九条」と、第二十三条中、「第二十七条」とあるのは、「第三十三条第二項において準用する第二十七条」と、第三十二条中「条例」とあるのは、「条例第十七条において準用する条例」と読み替えるものとする。

第二節 基準該当居宅介護等

(従業者)

第三十四条 条例第十九条第三項において準用する条例第六条第一項の規則で定める員数は、三人以上とする。

2 離島その他の地域であつて知事が定めるものにおいて基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、当該員数は、一人以上とする。

3 条例第十九条第三項において読み替えて準用する条例第六条第二項の規則で定める員数は、一人以上とする。

(管理者)

第三十五条 基準該当居宅介護の事業を行う事業所(以下「基準該当居宅介護事業所」という。)の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所以外の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第三十六条 条例第十九条第一項ただし書の規則で定める場合は、次のいずれにも該当する場合とす

る。

一 当該居宅介護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定居宅介護のみによつては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合

二 当該居宅介護が条例第十九条第三項において準用する条例第六条第二項のサービスマス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

三 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね二分の一を超えない場合
(準用)

第三十七条 第四条から第十四条まで、第十五条第二項から第五項まで、第十七条第一項、第十八条から第二十三条まで及び第二十五条から第三十二条までの規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条」とあるのは「第三十七条第一項において準用する第二十三条」と、第十四条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第三十七条第一項において準用する次条第二項及び第三項」と、第十七条第二項中「第十五条第一項」とあるのは「第三十七条第一項において準用する第十五条第二項」と、第十八条第一号中「次条第一項」とあるのは「第三十七条第一項において準用する次条第一項」と、第二十二條第三項中「第十九条」とあるのは「第三十七条第一項において準用する第十九条」と、第二十三條中「第二十七条」とあるのは「第三十七条第一項において準用する第二十七条」と、第三十二條中「条例」とあるのは「条例第十九条第三項において準用する条例」と読み替へるものとする。

2 第四条から第十四条まで、第十五条第二項から第五項まで、第十七条第二項、第十八条から第二十三条まで、第二十五条から第三十二条まで及び第三十四条から第三十六条までの規定は、基準該当重度訪問介護等の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条」とあるのは「第三十七条第二項において準用する第二十三条」と、第十四条第一項中「次条第一項」とあるのは「第三十七条第二項において準用する次条第二項」と、第十七条第二項中「第十五条第二項」とあるのは「第三十七条第二項において準用する第十五条第二項」と、第十八条第一号中「次条第一項」とあるのは「第三十七条第二項において準用する次条第一項」と、第二十二條第三項中「第十九条」とあるのは「第三十七条第二項において準用する第十九条」と、第二十三條中「第二十七条」とあるのは「第三十七条第二項において準用する第二十七条」と、第三十二條中「条例」とあるのは「条例第十九条第四項において準用する条例」と、第三十六條第二号中「第十九条第三項」とあるのは「第十九条第四項」と読み替へるものとする。

第三章 療養介護

(従業者)

第三十八条 条例第二十二條第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 医師 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十五條第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上

二 看護職員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上

三 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を二で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

四 サービス管理責任者 指定療養介護事業所ごとに、次のイ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が六十以下 一以上
ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項の指定療養介護の単位は、指定療養介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

4 第一項に規定する指定療養介護事業所の従業者(同項第一号及び第二号に掲げる者を除く。)は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

6 第一項第四号のサービスマス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

7 条例第二十二條第二項に規定する場合は、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第四十六号。以下、指定障害児入所施設等基準規則)という。(第四十三條第二項に規定する基準を満たすことをもつて、第四項から前項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。)

8 条例第二十二條第三項に規定するときにあつては、指定医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもつて、第四項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第三十九条 指定療養介護事業所の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(設備)

第四十条 条例第二十四条第一項に規定する設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

2 条例第二十四条第二項に規定する場合は、指定障害児入所施設等基準規則第四十四条第一項及び第二項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(契約支給量の報告等)

第四十一条 指定療養介護事業者は、入所又は退所に際しては、入所又は退所の年月日その他の必要な事項(以下この章において「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

3 前二項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(サービスの提供の記録)

第四十二条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、当該指定療養介護の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定療養介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第四十三条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3 指定療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 日用品費

二 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定療養介護事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定療養介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第四十四条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額(以下、利用者負担額等合計額という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第四十五条 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、第四十三条第二項の法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しなければならない。

(指定療養介護の具体的取扱方針)

第四十六条 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

ればならない。

(療養介護計画の作成等)

第四十七条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に療養介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第四項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 定期的に利用者面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第一項から第七項までの規定は、第八項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第四十八条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)
第四十九条 指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の確かな把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(機能訓練)

第五十条 指定療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第五十一条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 指定療養介護事業者は、前三項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

5 指定療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(その他のサービスの提供)

第五十二条 指定療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

ればならない。

2 指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第五十三条 従業者は、現に指定療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第五十四条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第五十五条 指定療養介護事業者の管理者は、当該指定療養介護事業者の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者に条例第三章及びこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第五十六条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営に ついての重要事項に関する運営規程(第六十一条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 利用定員

四 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 サービス利用に当たっての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第五十七条 指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護を提供できるよう、指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定療養介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第五十八条 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第五十九条 指定療養介護事業者は、条例第二十六条第二項の計画について、当該指定療養介護事業所の立地条件等を勘案してその発生が予想される非常災害の種類ごとに作成し、当該指定療養介護事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 条例第二十六条に定めるもののほか、指定療養介護事業者は、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 非常災害時における他の社会福祉施設等との連携及び協力の体制の整備

二 非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時において必要となるものの備蓄及び自家発電装置等の整備

(衛生管理等)

第六十条 指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(揭示)

第六十一条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しな

ればならない。

(地域との連携等)

第六十二条 指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備)

第六十三条 指定療養介護事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次に掲げる記録については、利用者に対し指定療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 条例第二十七条第二項に規定する身体的拘束等の記録

二 条例第二十八条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録

三 条例第二十八条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

四 第四十二条第一項に規定するサービスの提供の記録

五 第五十四条に規定する市町村への通知に係る記録

六 療養介護計画

七 従業者の勤務の体制についての記録

八 介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を請求するために審査支払機関(市町村(法第二十九条第七項の規定により連合会に委託している場合にあつては連合会、法第七十三条第四項の規定により社会保険診療報酬支払基金、連合会その他同項に規定する厚生労働省令で定める者)以下「連合会等」という。)に委託している場合にあつては当該連合会等)をいう。)に提出した記録

(準用)

第六十四条 第四条、第六条、第八条から第十一条まで、第十四条、第二十八条、第二十九条第一項及び第三十二条の規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条」とあるのは「第五十六条」と、第十四条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十三条第一項」と、第三十二条中「条例」とあるのは「条例第二十八条において準用する条例」と読み替えるものとする。

第四章 生活介護

第一節 指定生活介護

(従業者)

第六十五条 条例第三十一条の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
二 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の(1)から(3)までに掲げる平均障害程度区分(知事が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数とする。

(1) 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除した数以上

(2) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数以上

(3) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数以上

ロ 看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、一以上とする。

ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

二 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、一以上とする。

三 サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、次のイ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに

一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項の指定生活介護の単位は、指定生活介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

4 条例第三十一条に規定する従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

6 第一項第三号のサービスの管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第六十六条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所における主たる事業所(以下、主たる事業所)と(一)と一体的に管理運営を行う事業所(以下、「従たる事業所」という。)を設置すること

ができる。

2 従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（設備）

第六十七条 条例第三十二条に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

2 条例第三十二条に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

3 条例第三十二条に規定する設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（利用者負担額等の受領）

第六十八条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受領することができる。

一 食事の提供に要する費用

二 創作的活動に係る材料費

三 日用品費

四 前三号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号に掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。

5 指定生活介護事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係

る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6 指定生活介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（介護）

第六十九条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて行われなければならない。

2 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 指定生活介護事業者は、前三項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

5 指定生活介護事業者は、常時一人以上の従業者を介護に従事させなければならない。

6 指定生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（生産活動）

第七十条 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況を考慮して行うように努めなければならない。

2 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備（じん）の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（工賃の支払）

第七十一条 指定生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

（食事）

第七十二条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を

行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(健康管理)

第七十二条 指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第七十四条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(運営規程)

第七十五条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第七十八条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 利用定員

五 指定生活介護の内容及び支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

六 通常の事業の実施地域

七 サービスの利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十一 虐待の防止のための措置に関する事項

十二 その他運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第七十六条 指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第七十七条 指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

(揭示)

第七十八条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(準用)

第七十九条 第四条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条から第三十条まで、第三十二条、第三十九条、第四十六条から第四十九条まで、第五十五条、第五十七条から第五十九条まで、第六十二条及び第六十三条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条」とあるのは、「第七十五条」と、第十四条第二項中「次条第一項」とあるのは、「第六十八条第一項」と、第十七条第二項中「第十五条第二項」とあるのは、「第六十八条第二項」と、第三十二条中「条例」とあるのは、「条例第三十三条において準用する条例」と、第四十七条中「療養介護計画」とあるのは、「生活介護計画」と、第四十八条中「前条」とあるのは、「第七十九条において準用する前条」と、第五十九条及び第六十三条第一号中「条例」とあるのは、「条例第三十三条において準用する条例」と、同条第二号及び第三号中「第二十八条」とあるのは、「第三十三条」と、同条第四号中「第四十二条第一項」とあるのは、「第七十九条において準用する第十三条第一項」と、同条第五号中「第五十四条」とあるのは、「第七十四条」と、同条第六号中「療養介護計画」とあるのは、「生活介護計画」と、同条第八号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは、「介護給付費又は特例介護給付費」と、「法第二十九条第七項の規定により連合会に委託している場合にあっては連合会、法第七

十三条第四項の規定により社会保険診療報酬支払基金、連合会その他同項に規定する厚生労働省令で定める者(以下「連合会等」という。)に委託している場合にあっては当該連合会等」とあるのは「法第二十九条第七項の規定により連合会に委託している場合にあっては、連合会」と読み替えるものとする。

第二節 基準該当生活介護

(基準該当生活介護に関する基準)

第八十条 条例第三十五条第一項第二号の規則で定める面積は、三平方メートルとする。

2 条例第三十五条第一項第三号の規則で定める員数は、指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数とする。

3 条例第三十五条第二項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第六十三条第一項に規定する登録者をいう。))の数と条例第三十五条第二項の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成十五年厚生労働省令第三百一十二号。以下「特区省令」という。))第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者の数の合計数の上限をいう。以下同じ。)を二十五人以下とすること。

- 二 指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と条例第三十五条第二項の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下同じ。)を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とすること。

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しつる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び条例第三十五条第一項の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自

立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条に規定する基準を満たしていること。

五 条例第三十五条第二項の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

4 第三十二条、第五十九条及び第六十八条第二項から第六項までの規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条及び第五十九条中「条例」とあるのは「条例第三十五条第三項において準用する条例」と読み替えるものとする。

第五章 短期入所

第一節 指定短期入所

(従業者)

第八十一条 条例第三十八条に規定する従業者の総数は、次のとおりとする。

- 一 指定障害者支援施設その他の法第五条第八項に規定する施設(入所によるものに限り、次号に掲げるものを除く。以下「入所施設等」という。)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合、当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

- 二 指定共同生活介護事業者、指定自立訓練(生活訓練)の事業を行う者(宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。)(又は指定共同生活援助の事業を行う者(以下「指定共同生活介護事業者等」という。))である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合、次のイ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 指定短期入所と同時に指定共同生活介護、指定自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練に係るものに限る。)(又は指定共同生活援助(以下「指定共同生活介護等」という。))を提供する時間帯 指定共同生活介護事業所等(当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定共同生活援助事業所の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 指定短期入所を提供する時間帯イに掲げるものを除く。(次(1)又は(2)に掲げる当該日の

指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数

- (1) 当該日の指定短期入所の利用者の数が六以下 一 以上
- (2) 当該日の指定短期入所の利用者の数が七以上 一に当該日の指定短期入所の利用者の数が

2 六を超えて六又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
 条例第三十八条第二項に規定する従業者の員数は、次のとおりとする。

一 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合
 当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

二 指定共同生活介護事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 次のイ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 指定短期入所と同時に指定共同生活介護等を提供する時間帯 当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 指定短期入所を提供する時間帯イに掲げるものを除く。 次の(1)又は(2)に掲げる当該日の

指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数

(1) 当該日の指定短期入所の利用者の数が六以下 一以上

(2) 当該日の指定短期入所の利用者の数が七以上 一に当該日の指定短期入所の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

3 条例第三十八条第三項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 指定生活介護事業所、指定共同生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援 A 型事業所、指定就労継続支援 B 型事業所、指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 次のイ又はロに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 指定生活介護、指定共同生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労継続支援 A 型、指定就労継続支援 B 型、指定共同生活援助又は児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、イに掲げる時間以外の時間 次の(1)又は(2)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数
 (1) 当該日の利用者の数が六以下 一以上
 (2) 当該日の利用者の数が七以上 一に当該日の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合
 前号ロの(1)又は(2)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ前号ロの(1)又は(2)に定める数

(設備)

第八十二条 条例第三十九条第四項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 階に設けてはならないこと。

ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き八平方メートル以上とすること。

ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

三 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

四 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

五 便所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

(指定短期入所の開始及び終了)

第八十三条 指定短期入所の事業を行う者（以下「指定短期入所事業者」という。）は、介護を行う者の疾病その他の理由により居室において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

2 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サー

ピスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(入退所の記録の記載等)

第八十四条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を、支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第八十五条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定短期入所事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受領することができる。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 光熱水費
- 三 日用品費

四 前三号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号及び第二号に掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。

5 指定短期入所事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

6 指定短期入所事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(指定短期入所の具体的取扱方針)

第八十六条 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨と

し、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(サービスの提供)

第八十七条 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定短期入所事業者は、その利用者に対して、支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。

4 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行わなければならない。

5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しなければならない。

(運営規程)

第八十八条 指定短期入所事業者は、次の各号（条例第三十八条第二項の規定の適用を受ける施設にあつては、第三号を除く。）に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員

四 指定短期入所の内容及び支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

五 サービス利用に当たつての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第八十九条 指定短期入所事業者は、次の各号に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

二 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員（指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居（法第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができると設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

三 単独型事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
（準用）

第九十条 第三条、第四条、第六条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十八条から第三十二条まで、第四十九条、第五十五条、第五十七条、第五十九条、第六十二条、第七十三条及び第七十六条から第七十八条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条」とあるのは「第八十八条」と、第十四条第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十五条第一項」と、第十七条第二項中「第十五条第二項」とあるのは「第八十五条第二項」と、第三十二条及び第五十九条中「条例」とあるのは「条例第四十一条において準用する条例」と、第七十八条中「前条」とあるのは「第九十条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第二節 基準該当短期入所

（基準該当短期入所に関する基準）

第九十一条 条例第四十三条第一項第二号の規則で定める数は、条例第三十五条第二項の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスの利用定員の三分の一から九人までとする。

2 条例第四十三条第一項第三号の規則で定める面積は、おおむね七・四三平方メートルとする。

3 第三十二条、第五十九条及び第八十五条第二項から第六項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。この場合において、第三十二条及び第五十九条中「条例」とあるのは、「条例第四十三条第二項において準用する条例」と読み替えるものとする。

第六章 重度障害者等包括支援

（従業者）

第九十二条 条例第四十六条第二項の規則で定める員数は、一人以上とし、うち一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業所のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として知事が定めるものでなければならない。

（事業所の体制）

第九十三条 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に随時対応できる体制を有して

いなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、二以上の障害福祉サービスを提供できる体制を有していなければならない。

3 指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有していなければならない。

（指定重度障害者等包括支援の具体的取扱方針）

第九十四条 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

（サービス利用計画の作成）

第九十五条 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下「サービス利用計画」という。）を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、サービス担当者会議（サービス提供責任者がサービス利用計画の作成のためにサービス利用計画の原案に位置付けた障害福祉サービスの担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。）の開催、担当者に対する照会等により担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。

3 サービス提供責任者は、サービス利用計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該サービス利用計画を交付しなければならない。

4 サービス提供責任者は、サービス利用計画作成後においても、当該サービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス利用計画の変更を行うものとする。

5 第一項から第三項までの規定は、前項に規定するサービス利用計画の変更について準用する。
（運営規程）

第九十六条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数

四 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

五 通常の事業の実施地域

六 緊急時等における対応方法

七 事業の主たる対象とする利用者

八 虐待の防止のための措置に関する事項
九 その他運営に関する重要事項
(準用)

第九十七条 第三条から第十五条まで、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十六条から第三十二条まで及び第五十五条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条」とあるのは「第九十六条」と、第十四条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十七条において準用する次条第一項」と、第十七条第二項中「第十五条第二項」とあるのは「第九十七条において準用する第十五条第二項」と、第三十二条中「条例」とあるのは「条例第五十条において準用する条例」と読み替えるものとする。

第七章 共同生活介護

(従業者)

第九十八条 条例第五十三条の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 世話人 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上
二 生活支援員 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上

イ 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第四十号。以下「区分省令」という。)(第一条第三号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数

ロ 区分省令第二条第四号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数
ハ 区分省令第二条第五号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数

ニ 区分省令第二条第六号に規定する区分六に該当する利用者の数を一・五で除した数

三 サービス管理責任者 指定共同生活介護事業所ごとに、次のイ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が三十以下 一以上

ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する指定共同生活介護の従業者は、専ら指定共同生活介護事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(管理者)

第九十九条 指定共同生活介護事業所の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定共同生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活介護事業所の管理者は、適切な指定共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

(設備)

第一百条 共同生活住居の入居定員の合計は、四人以上とする。

2 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。い。

3 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人(知事が特に必要があると認めるときは、三十人)以下とすることができる。

4 共同生活住居のユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。

5 共同生活住居のユニットの居室の基準は、次のとおりとする。

一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

(入退居)

第一百一条 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供するものとする。

2 指定共同生活介護事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第一百二条 指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(次項において「受給者証記載事項」という。)を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告

しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第三百三条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食材料費

二 家賃（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者へ支給された場合（同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者により代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者へ支給があつたものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

三 光熱水費

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活介護事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第一百四十四条 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護

事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(指定共同生活介護の具体的取扱方針)

第一百五十五条 指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第一百六十六条 サービス管理責任者は、第一百十四条において準用する第四十七条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

三 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

四 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(介護及び家事等)

第一百七十七条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。
(社会生活上の便宜の供与等)

第百八条 指定共同生活介護事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
(運営規程)

第百九条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員

四 指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 入居に当たつての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第百十条 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活介護を提供できるよう指定共同生活介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、当該指定共同生活介護事業所の従業者によって指定共同生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

4 指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定共同生活介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(支援体制の確保)

(支援体制の確保)

第百十一条 指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。
(定員の遵守)

(定員の遵守)

第百十二条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
(協力医療機関等)

(協力医療機関等)

第百十三条 指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
(準用)

(準用)

第百十四条 第四条、第六条、第八条から第十一条まで、第十四条、第十七条、第二十条、第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第四十二条、第四十七条、第四十九条、第五十五条、第五十九条、第六十二条、第六十三条、第七十四条、第七十六条及び第七十八条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条」とあるのは、「第九条」と、第十四条第二項中「次条第一項」とあるのは、「第百三条第一項」と、第十七条第二項中「第十五条第二項」とあるのは、「第百三条第二項」と、第三十二条中「条例」とあるのは「条例第五十七条において準用する条例」と、第四十七条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、第五十九条及び第六十三条第一号中「条例」とあるのは「条例第五十七条において準用する条例」と、同条第二号及び第三号中「第二十八条」とあるのは「第五十七条」と、同条第四号中「第四十二条第一項」とあるのは「第百十四条において準用する第四十二条第一項」と、同条第五号中「第五十四条」とあるのは「第百十四条において準用する第七十四条」と、同条第六号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、同条第八号中「介護給付費若しくは特例介護給

付費又は療養介護医療費」とあるのは、「介護給付費又は特別介護給付費」と、法第二十九条第七項の規定により連合会に委託している場合にあっては連合会、法第七十三条第四項の規定により社会保険診療報酬支払基金、連合会その他同項に規定する厚生労働省令で定める者（以下「連合会等」といふ。）に委託している場合にあっては当該連合会等」とあるのは、「法第二十九条第七項の規定により連合会に委託している場合にあっては、連合会」と、第七十八条中、「前条の協力医療機関」とあるのは、「第百十三条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

第八章 自立訓練（機能訓練）

第一節 指定自立訓練（機能訓練）

（従業者）

第百十五条 条例第六十条の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

ロ 看護職員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とする。

ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とする。

ニ 生活支援員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とする。

二 サービス管理責任者 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、次のイ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が六十以下

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに

一を加えて得た数以上

2 指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業者」といふ。）が、指定自立訓練（機能訓練）事業所における指定自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問して行う指定自立訓練（機能訓練）（以下「訪問による指定自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 条例第六十条及び第二項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支

障がない場合は、この限りでない。

5 第一項第一号の看護職員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

6 第一項第一号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

7 第一項第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。（利用者負担額等の受領）

第百十六条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用を支給決定障害者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号に掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。

5 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第一項から第三項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。（訓練）

第百十七条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、常時一人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。

4 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。
（地域生活への移行のための支援）

第百十八條 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、指定就労移行支援の事業を行う者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

（準用）

第百十九條 第四条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十九条、第四十六条から第四十九条まで、第五十五条、第五十七条から第五十九条まで、第六十二条、第六十三条、第六十六条、第六十七条及び第七十二条から第七十八条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条」とあるのは「第百十九条において準用する第七十五条」と、第十四条第一項中「第二十三条」とあるのは「第百十九条において準用する第七十五条」と、第十四条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百十六條第一項」と、第十七条第二項中「第十五條第二項」とあるのは「第百十六條第二項」と、第三十二条中「条例」とあるのは「条例第六十一条において準用する条例」と、第四十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第四十八条中「前条」とあるのは「第百十九条において準用する前条」と、第五十九条及び第六十三条第一号中「条例」とあるのは「条例第六十一条において準用する条例」と、同条第二号及び第三号中「第二十八条」とあるのは「第六十一条」と、同条第四号中「第四十二条第一項」とあるのは「第百十九条において準用する第十三條第一項」と、同条第五号中「第五十四条」とあるのは「第百十九条において準用する第七十四條」と、同条第六号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八号中「介護給付費若しくは特別介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特別訓練等給付費」と、「法第二十九条第七項の規定により連合会に委託している場合にあつては連合会、法第七十三條第四項の規定により社会保険診療報酬支払基金、連合会その他同項に規定する厚生労働省令で定める者（以下「連合会等」という。）に委託している場合にあつては当該連合会等」とあるのは「法第二十九条第七項の規定により連合会に委託している場合にあつては、連合会」と、第七十五条中

「第七十八条」とあるのは「第百十九条において準用する第七十八条」と、第七十八条中「前条」とあるのは「第百十九条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第二節 基準該当自立訓練（機能訓練）

（基準該当自立訓練（機能訓練）に関する基準）

第百二十條 条例第六十三條第一項第二号の規則で定める面積は、三平方メートルとする。

2 条例第六十三條第一項第三号の規則で定める数は、指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数とする。

3 第三十二条、第五十九条及び第百十六條第二項から第六項までの規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第三十二条及び第五十九条中「条例」とあるのは、「条例第六十三條第一項において準用する条例」と読み替えるものとする。

第九章 自立訓練（生活訓練）

第一節 指定自立訓練（生活訓練）

（従業者）

第百二十一條 条例第六十六條の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 生活支援員 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、次のイに掲げる利用者の数を六で除した数と次のロに掲げる利用者の数を十で除した数の合計数以上

イ ロに掲げる利用者以外の利用者

ロ 指定宿泊型自立訓練の利用者

二 地域移行支援員 指定宿泊型自立訓練を行う場合、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、一以上

三 サービス管理責任者 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、次のイ又はロに掲げる利用者数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに

一を加えて得た数以上

2 健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を置いている指定自立訓練（生活訓練）事業所については、前項第一号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「指定自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、指定自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ一以上とする。

3 指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が、指定自立訓練（生活訓練）事業所における指定自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居室を訪問して行う指定自立訓練（生活訓練）（以下「訪問による指定自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、前二項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

4 第一項（第二項において読み替えられる場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

5 第一項及び第二項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第一項第一号又は第二項の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

7 第一項第三号のサービスマン管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であつて、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（設備）

第二百二十二条 条例第六十七条第一項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

2 条例第六十七条第二項に規定する居室及び浴室の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。

ロ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

二 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

3 条例第六十七条第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

4 条例第六十七条第一項及び第二項に規定する設備は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

い。

（サービスの提供の記録）

第二百二十三条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）を提供した際は、当該指定自立訓練（生活訓練）の提供日、内容その他の必要な事項を、指定自立訓練（生活訓練）の提供の都度記録しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供した際は、当該指定宿泊型自立訓練の提供日、内容その他の必要な事項を記録しなければならない。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前二項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定自立訓練（生活訓練）を提供したことについて確認を受けなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第二百二十四条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、第一項及び第二項の支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 光熱水費

三 居室、国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

5 第三項第一号及び前項第一号から第三号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。

6 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第一項から第四項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならぬ。

7 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第三項及び第四項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（記録の整備）

第二百二十五条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次に掲げる記録については、利用者に対し指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 条例第六十八条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録

二 条例第六十八条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

三 条例第六十八条において準用する条例第二十七条第二項に規定する身体的拘束等の記録

四 第二百二十三条第一項及び第二項に規定するサービスの提供の記録

五 次条において準用する第四十七条第一項の規定により作成する自立訓練（生活訓練）計画

六 次条において準用する第七十四条に規定する市町村への通知に係る記録

七 従業者の勤務の体制についての記録

八 訓練等給付費又は特例訓練等給付費を請求するために審査支払機関（市町村（法第二十九条第七項の規定により連合会に委託している場合にあつては、連合会）をいう。）に提出した記録

（準用）

第二百二十六条 第四条から第十二条まで、第十四条、第十六条、第十七条、第二十条、第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十九条、第四十六条から第四十九条まで、第五十五条、第五十七条から第五十九条まで、第六十二条、第六十六条、第七十二条から第七十八条まで、第四百四条、第四百七条及び第四百八条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条」とあるのは、「第二百二十六条において準用する第七十五

条」と、第十四条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは、「第二百二十四条第一項から第四項まで」と、第十六条中「支給決定障害者等の」とあるのは、「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは、「当該支給決定障害者」と、第十七条第二項中「第十五条第二項」とあるのは「第二百二十四条第二項」と、第三十二条中「条例」とあるのは「条例第六十八条において準用する条例」と、第四十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第四十八条中「前条」とあるのは「第二百二十六条において準用する前条」と、第五十九条中「条例」とあるのは「条例第六十八条において準用する条例」と、第七十五条中「第七十八条」とあるのは「第二百二十六条において準用する第七十八条」と、第七十八条中「前条」とあるのは「第二百二十六条において準用する前条」と、第四百四条第二項中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と読み替えるものとする。

第二節 基準該当自立訓練（生活訓練）

（基準該当自立訓練（生活訓練）に関する基準）

第二百二十七条 条例第七十条第一項第二号の規則で定める面積は、三平方メートルとする。

2 条例第七十条第一項第三号の規則で定める数は、指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数とする。

3 第三十二条、第五十九条及び第六十六条第二項から第六項までの規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第三十二条及び第五十九条中「条例」とあるのは「条例第七十条第二項において準用する条例」と読み替えるものとする。

第十章 就労移行支援

（従業者）

第二百二十八条 条例第七十三条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 職業指導員及び生活支援員

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

ロ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。

ハ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。

二 就労支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上

三 サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、次のイ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第一項第一号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第二号の就労支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

6 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(認定指定就労移行支援事業所の従業者)

第二百二十九条 条例第七十二条第二項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 職業指導員及び生活支援員

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

ロ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。

ハ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。

二 サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、次のイ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

2 前項の従業者及びその員数については、前条第一項から第四項まで及び第六項の規定を準用する。

(実習の実施)

第三百三十条 指定就労移行支援の事業を行う者(以下「指定就労移行支援事業者」という。)は、利用者が第三百三十四条において準用する第四十七条の就労移行支援計画に基づいて実習できるように、実習の受入先を確保しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第三百三十一条 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第三百三十二条 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

(就職状況の報告)

第三百三十三条 指定就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

(準用)

第三百三十四条 第四条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第二十条、第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十九条、第四十六条から第四十九条まで、第五十五条、第五十七条から第五十九条まで、第六十二条、第六十三条、第七十条から第七十八条まで、第一百四十二条及び第一百四十三条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条」とあるのは、「第三百三十四条において準用する第七十五条」と、第十四条第二項中「次条第一項」とあるのは、「第三百三十四条において準用する第一百六十六条第一項」と、第十六条中「支給決定障害者等」とあるのは、「支給決定障害者(知事が定める者を除く。以下この条において同じ。)」の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは、「当該支給決定障害者」と、第十七条第二項中「第十五条第二項」とあるのは、「第三百三十四条において準用する第一百六十六条第二項」と、第三十二条中「条例」とあるのは、「条例第七十五条において準用する条例」と、第四十七条中「療養介護計画」とあるのは、「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは、「三月」と、第四十八条中「前条」とあるのは、「第三百三十四条において準用する前条」と、第五十九条及び第六十三条第一号中「条例」とあるのは、「条例第七十五条において準用する条例」と、同条第二号及び第三号中「第二十八条」とあるのは、「第七十五条」と、同条第四号中「第四十二条第一項」とあるのは、「第三百三十四条において準用する第十三条第一項」と、同条第五号中「第五十

四条」とあるのは、「第三十四条において準用する第七十四条」と、同条第六号中「療養介護計画」とあるのは、「就労移行支援計画」と、同条第八号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは、「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、「法第二十九条第七項の規定により連合会に委託している場合にあつては連合会、法第七十三条第四項の規定により社会保険診療報酬支払基金、連合会その他同項に規定する厚生労働省令で定める者（以下「連合会等」という。）に委託している場合にあつては当該連合会等」とあるのは、「法第二十九条第七項の規定により連合会に委託している場合にあつては、連合会」と、第七十五条中「第七十八条」とあるのは「第三十四条において準用する第七十八条」と、第七十八条中「前条」とあるのは「第三十四条において準用する前条」と、第四百四条中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（知事が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と読み替えるものとする。

2 第六十六条及び第六十七条の規定は、指定就労移行支援の事業（認定指定就労移行支援事業を除く。）について準用する。

第十一章 就労継続支援A型

(従業者)

第三百三十五条 条例第七十八条の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 職業指導員及び生活支援員

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

ロ 職業指導員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、一以上とする。

ハ 生活支援員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、一以上とする。

二 サービス管理責任者 指定就労継続支援A型事業所ごとに、次のイ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに

一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第一項第一号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれが一人以上は、常勤でなければならない

い。

5 第一項第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(設備)

第三百三十六条 条例第七十九条に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

2 条例第七十九条に規定するの相談室及び多目的室その他運営上必要な設備については、利用者への支援に支障がない場合は、兼用することができる。

3 条例第七十九条に規定する設備は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(雇用契約の締結等)

第三百三十七条 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者との雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定就労継続支援A型事業者（多機能型により指定就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六条の第十二号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型を提供することができる。

(就労)

第三百三十八条 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

(賃金及び工賃)

第三百三十九条 指定就労継続支援A型事業者は、第三百三十七条第一項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、第三百三十七条第一項の規定による利用者（以下「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業

に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

3 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。

(実習の実施)

第百四十条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が条例第八十一条において準用する条例第二十五条第一項の就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第百四十一条 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第百四十二条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

第百四十三条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

一 利用定員が十人以上二十人以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数

二 利用定員が二十人以上三十人以下 十又は利用定員に百分の四十を乗じて得た数のいずれか多い数

三 利用定員が三十一人以上 十二又は利用定員に百分の三十を乗じて得た数のいずれか多い数

(準用)

第百四十四条 第四条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第二十条、第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十九条、第四十六条から第四十九条まで、第五十五条、第五十七条から第五十九条まで、第六十二条、第六十三条、第六十六条、第七十二条から第七十八条まで、第百十六条、第百十七条及び第百三十三条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条」とあるのは「第百四十四条において準用する第七十五条」と、第十四条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百四十四条において準用する第百十六条第一項」と、第十七条第二項中「第十五条第二項」とあるのは「第百四十四条において準用する第百十六条第二項」と、第三十二条中「条例」とあるのは「条例第八十一条において準用する条例」と、第四十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第四十八条中「前条」とあるのは「第百四十四条において準用する前条」と、第五十九条及び第六十三条第一号中「条例」とあるのは「条例第八十一条において準用する条例」と、同条第二号及び第三号中「第二十八条」とあるのは「第八十一条」と、同条第四号中「第四十二第一項」とあるのは「第百四十四条において準用する第七十四条」と、同条第五号中「第五十四条」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同条第八号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、法第十九条第七項の規定により連合会に委託している場合にあつては連合会、法第七十三条第四項の規定により社会保険診療報酬支払基金、連合会その他同項に規定する厚生労働省令で定める者(以下「連合会等」という。)に委託している場合にあつては当該連合会等」とあるのは「法第二十九条第七項の規定により連合会に委託している場合にあつては、連合会」と、第七十五条中「第七十八条」とあるのは「第百四十四条において準用する第七十八条」と、第七十八条中「前条」とあるのは「第百四十四条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第十二章 就労継続支援B型

第一節 指定就労継続支援B型

(工賃の支払等)

第百四十五条 指定就労継続支援B型の事業を行う者(以下「指定就労継続支援B型事業者」という。)は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額(第四項において「工賃の平均額」という。)は、三千円を下回ってはならない。

3 指定就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

(準用)

第百四十六条 第四条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第二十条、第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十九条、第四十六条から第四十九条まで、第五十五条、第五十七条から第五十九条まで、第六十二条、第六十三条、第六十六条、第七十条、第七十二条から第七十八条まで、第九十六条、第九十七条、第九十九条、第一百零一条、第一百零二条から第一百零七条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条」とあるのは、「第百四十六条において準用する第七十五条」と、第四条第二項中「次条第一項」とあるのは、「第百四十六条において準用する第百十六條第一項」と、第十七条第二項中「第十五条第二項」とあるのは、「第百四十六条において準用する第百十六條第一項」と、第三十二条中「条例」とあるのは、「条例第八十四条において準用する条例」と、第四十七条中「療養介護計画」とあるのは、「就労継続支援B型計画」と、第四十八条中「前条」とあるのは、「第百四十六条において準用する前条」と、第五十九条及び第六十三条第一号中「条例」とあるのは、「条例第八十四条において準用する条例」と、同条第二号及び第三号中「第二十八条」とあるのは、「第八十四条」と、同条第四号中「第四十二条第一項」とあるのは、「第百四十六条において準用する第十三条第一項」と、同条第五号中「第五十四条」とあるのは、「第百四十六条において準用する第七十四条」と、同条第六号中「療養介護計画」とあるのは、「就労継続支援B型計画」と、同条第八号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは、「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、「法第二十九条第七項の規定により連合会に委託している場合にあつては連合会、法第七十三条第四項の規定により社会保険診療報酬支払基金、連合会その他同項に規定する厚生労働省令で定める者(以下「連合会等」という。)に委託している場合にあつては当該連合会等」とあるのは、「法第二十九条第七項の規定により連合会に委託している場合にあつては、連合会」と、第七十五条中「第七十八条」とあるのは、「第百四十六条において準用する第七十八条」と、第七十八条中「前条」とあるのは、「第百四十六条において準用する前条」と、第百四十一条中「第八十一条」とあるのは、「第八十四条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは、「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第二節 基準該当就労継続支援B型

(サービス管理責任者の員数)
 第百四十七条 条例第八十六条第二項の規則で定める員数は、一人以上とする。

(運営規程)

第百四十八条 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 基準該当就労継続支援B型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 サービスの利用に当たつての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他運営に関する重要事項

(工賃の支払)

第百四十九条 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

(準用)

第百五十条 第四条から第六条まで、第八条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十七条(第一項を除く)、第二十条、第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十九条、第四十六条から第四十九条まで、第五十七条、第五十九条、第六十二条、第六十三条、第七十条、第七十三条、第七十四条、第七十六条から第七十八条まで、第九十六条(第一項を除く)、第九十七条及び第百四十条から第百四十二条までの規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条」とあるのは、「第百四十八条」と、第十四条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは、「第百五十条において準用する第百十六條第二項及び第三項」と、第十七条第二項中「第十五条第二項」とあるのは、「第百五十条において準用する第百十六條第二項」と、第三十二条中「条例」とあるのは、「条例第八十七条において準用する条例」と、第四十七条中「療養介護計画」とあるのは、「基準該当就労継続支援B型計画」と、第四十八条中

「前条」とあるのは「第五十条において準用する前条」と、第五十九条及び第六十三条第一号中「条例」とあるのは「条例第八十七条において準用する条例」と、同条第二号及び第三号中「第二十八条」とあるのは「第八十七条」と、同条第四号中「第四十二条第一項」とあるのは「第五十条において準用する第十三条第一項」と、同条第五号中「第五十四条」とあるのは「第五十条において準用する第七十四条」と、同条第六号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同条第八号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、「法第二十九条第七項の規定により連合会に委託している場合にあつては連合会、法第七十三条第四項の規定により社会保険診療報酬支払基金、連合会その他同項に規定する厚生労働省令で定める者（以下「連合会等」という。）に委託している場合にあつては当該連合会等」とあるのは「法第二十九条第七項の規定により連合会に委託している場合にあつては、連合会」と、第七十八条中「前条」とあるのは「第五十条において準用する前条」と、第四十条第一項中「第八十一条」とあるのは「第八十七条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第十三章 共同生活援助
(従業者)

第百五十一条 条例第九十条の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上
- 二 サービスマン管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、次のイ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

- イ 利用者の数が三十以下 一以上
- ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(家事等)

第百五十二条 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者とは従業者が共同で行うよう努めなければならない。

2 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による家事等を受

けさせてはならない。

(勤務体制の確保等)

第百五十三条 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によつて指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第百五十四条 第四条、第六条、第八条から第十一条まで、第十四条、第十七条、第二十条、第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第四十二条、第四十七条、第四十九条、第五十五条、第五十九条、第六十二条、第六十三条、第七十四条、第七十六条、第七十八条、第九十九条から第一百零六条まで、第百八条、第百九条及び第百十一条から第百十三条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条」とあるのは「第百五十四条において準用する第百九条」と、第十四条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百五十四条において準用する第百九条」と、第十七条第二項中「第十五条第二項」とあるのは「第百五十四条において準用する第百三十三条第二項」と、第三十二条中「条例」とあるのは「条例第九十一条において準用する条例」と、第四十七条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第五十九条及び第六十三条第一号中「条例」とあるのは「条例第九十一条において準用する条例」と、同条第二号及び第三号中「第二十八条」とあるのは「第九十一条」と、同条第四号中「第四十二条第一項」とあるのは「第百五十四条において準用する第四十二条第一項」と、同条第五号中「第五十四条」とあるのは「第百五十四条において準用する第七十四条」と、同条第六号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同条第八号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、「法第二十九条第七項の規定により連合会に委託している場合にあつては連合会、法第七十三条第四項の規定により社会保険診療報酬支払基金、連合会その他同項に規定する厚生労働省令で定める者（以下「連合会等」という。）に委託している場合にあつては当該連合会等」とあるのは「法第二十九条第七項の規定により連合会に委託している場合にあつては、連合会」と、第七十八条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第百五十四条において準用する第百三十三条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協

力歯科医療機関」と、第百三条第三項第二号中、「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは、「当該指定共同生活援助事業者」と、第百六条第一項中、「第百十四条」とあるのは、「第百五十四条」と、同項第三号及び第百八条第一項中、「指定生活介護事業所」とあるのは、「指定自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。

第十四章 多機能型に関する特例
(人員に関する特例)

第百五十五条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、第六十五条第五項、第百十五條第五項及び第六項、第百二十一条第六項、第百二十八条第四項及び第五項並びに第百三十五條第四項（第百四十六條において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサ―ビス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤でなければならぬものとする。ことができる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサ―ビス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第六十五条第一項第三号及び第六項、第百十五條第一項第一号及び第七項、第百二十一条第一項第三号及び第七項、第百二十八條第一項第三号及び第六項並びに第百三十五條第一項第一号及び第五項（これらの規定を第百四十六條において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち知事が定めるものを一の事業所であるとし、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサ―ビス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサ―ビス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならぬものとする。ことができる。

- 一 利用者の数の合計が六十以下 一以上
- 二 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

第十五章 一体型指定共同生活介護事業所に関する特例
(一体型指定共同生活介護事業所に関する特例)

第百五十六條 一体型指定共同生活援助事業所等に置くべき世話人及びサ―ビス管理責任者の員数は、第九十八條第一項第一号及び第三号並びに第百五十一條第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 世話人 当該一体型指定共同生活介護事業所等を一の事業所であるとし、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、常勤換算方法で、当該一体型指定共同生活介護事業所等の利用者の数の合計を六で除した数以上

二 サ―ビス管理責任者 当該一体型指定共同生活介護事業所等を一の事業所であるとし、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、次のイ又はロに掲げる当該一体型指定共同生活介護事業所等の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

- イ 利用者の数の合計が三十以下 一以上
- ロ 利用者の数の合計が三十一以上 一に、利用者の数の合計が三十を超えて三十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

2 一体型指定共同生活介護事業所等においては、これらの事業所の利用者の数の合計及びその入居定員の合計をこれらの事業所の利用者の数及び入居定員とみなして条例第五十五条（条例第九十一条において準用する場合を含む。）並びに第百条及び第百十二条（これらの規定を第百五十四条において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

第十六章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サ―ビスに関する基準
第百五十七條 条例第九十六條第二項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 看護職員 一以上
- 三 理学療法士又は作業療法士 一以上
- 四 生活支援員 常勤換算方法で、次のイに掲げる利用者の数を六で除して得た数及び次のロに掲げる利用者の数を十で除して得た数の合計数以上
 - イ 特定基準該当生活介護、特定基準該当自立訓練（機能訓練）及び特定基準該当自立訓練（生活訓練）の利用者
 - ロ 特定基準該当就労継続支援B型の利用者
- 五 職業指導員 一以上
- 六 サ―ビス管理責任者 一以上

2 前項第四号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

3 第一項第六号のサ―ビス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

4 特定基準該当障害福祉サ―ビス事業所の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サ―ビス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サ―ビス事業所の他の職務に従事させることができるものとする。

5 特定基準該当障害福祉サ―ビス事業所の利用定員は、その利用定員を十人以上とする。

6 第四条から第六条まで、第八条から第十一条まで、第十三條、第十四條、第十七條第二項、第二十条、第二十八條から第三十条まで、第三十二條、第四十六條から第四十八條まで、第五十五條、

第五十七条から第五十九条まで、第六十三条、第六十七条、第七十五条（第十号を除く。）及び第七十八条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条」とあるのは「第百五十七条第六項において準用する第七十五条」と、第九条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第十四条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第百五十七条第七項において準用する第六十八条第二項及び第三項、第百五十七条第八項及び第十項において準用する第百十六條第二項及び第三項並びに第百五十七条第九項において準用する第百二十四条第二項及び第三項」と、第十七条第二項中「第十五条第二項」とあるのは「第百五十七条第七項において準用する第六十八条第二項、第百五十七條第八項及び第十項において準用する第百十六條第二項並びに第百五十七條第九項において準用する第百二十四条第二項」と、第二十八条中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第三十条中「指定居宅介護事業所」とに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第三十二条中「条例」とあるのは「条例第九十六条第五項において準用する条例」と、第四十七条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第四十八条中「前条」とあるのは「第百五十七條第六項において準用する前条」と、第五十九条中「条例」とあるのは「条例第九十六条第五項において準用する条例」と、第六十三条第一号中「条例」とあるのは「条例第九十六条第六項から第十項までにおいて準用する条例」と、同条第二号及び第三号中「第二十八条」とあるのは「第九十六条第五項」と、同条第四号中「第四十二條第一項」とあるのは「第百五十七條第六項において準用する第十三条第一項」と、同条第五号中「第五十四條」とあるのは「第百五十七條第七項から第十項までにおいて準用する第七十四條」と、同条第六号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、「法第二十九条第七項の規定により連合会に委託している場合にあつては連合会」法第七十三条第四項の規定により社会保険診療報酬支払基金、連合会その他同項に規定する厚生労働省令で定める者（以下「連合会等」といふ。）に委託している場合にあつては当該連合会等」とあるのは「法第二十九条第七項の規定により連合会に委託している場合にあつては、連合会」と、第七十八条中「前条」とあるのは「第百五十七條第七項から第十項までにおいて準用する前条」と読み替えるものとする。

7 第四十九条、第六十二条、第六十八条（第一項を除く。）、第六十九条（第五項を除く。）、第七十

条から第七十四条まで、第七十六条及び第七十七条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第六十八条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第六十九条第六項及び第七十二条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第七十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第七十六条第一項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

8 第四十九条、第六十二条、第七十二条から第七十四条まで、第七十六条、第七十七条、第百十六條（第一項を除く。）、第百十七條（第三項を除く。）及び第百十八條第二項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十二条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第七十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第七十六条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第百十六條中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第百十七條第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

9 第四十九条、第六十二条、第七十二条から第七十四条まで、第七十六条、第七十七条、第百十七條（第三項を除く。）、第百十八條第二項及び第百二十四條（第一項及び第四項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十二条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第七十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第七十六条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第百十七條第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第百二十四條中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

10 第四十九条、第六十二条、第七十条、第七十一条から第七十四条まで、第七十六条、第七十七条、第百十六條（第一項を除く。）、第百十七條（第三項を除く。）、第百四十條から第百四十二条まで及び第百四十五条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十二条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第七十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第七十六条第二項中「指定生活

介護事業所」とあるのは、「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第百十六条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは、「特定基準該当就労継続支援B型」と、第百十七条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは、「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第百四十条第一項中「第八十一条」とあるのは、「第九十六条第五項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは、「特定基準該当障害福祉サービス計画」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 当分の間、第一号の知事が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この項において同じ。）
理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第六十五条第一項第二号イの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数を合計した数以上とする。

一 次のイから八までに掲げる利用者（知事が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分に応じ、それぞれイから八までに掲げる数

イ 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除した数

ロ 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数

ハ 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数

二 前号の知事が定める者である利用者の数を十で除した数

3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 平成十八年十月一日前から引き続き現に存する法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第三十条の二に規定する身体障害者福祉ホーム（以下「身体障害者福祉ホーム」という。）
法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「旧精神保健福祉法」という。）
第五十条の二第一項第一号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）
法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）
第二十一条の八に規定する知的障害者通動察のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以

下「指定知的障害者通動察」という。）若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホーム（以下「知的障害者福祉ホーム」という。）又は旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第三号に掲げる精神障害者福祉ホーム（以下「旧精神障害者福祉ホーム」という。）
(これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)
において行われる指定共同生活介護の事業等について、第百条（第百五十四条において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合には、当分の間、第百条第四項中「二人以上十人以下」とあるのは、「二人以上三十人以下」とし、同条第五項第二号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令附則第八条の二に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）を除き、当分の間、適用しない。

5 精神障害者生活訓練施設、法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第二号に掲げる精神障害者授産施設（以下「精神障害者授産施設」という。）
(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号。以下「整備省令」という。）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。）
第二十三条第一号に掲げる精神障害者通所授産施設及び同条第二号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。)
法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた旧知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者更生施設」という。）
(整備省令第一条の規定による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第八十一号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）
第二条第一号イに掲げる指定知的障害者入所更生施設に限る。)
旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設（以下「知的障害者授産施設」という。）のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下「指定特定知的障害者授産施設」という。）
(旧知的障害者更生施設等指定基準第二条第二号イに掲げる指定特定知的障害者入所授産施設に限る。)
及び指定知的障害者通動察において行われる指定自立訓練（生活訓練）の事業について、第百二十二条第二項の規定を適用する場合には、同項第一号イ中「一人」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の規定の適用を受けるものを除く。）
については、「二人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の規定の適用を受けるものに限る。）
指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設並び

に指定知的障害者通動寮については、「四人以下」と、同号口中、「一の居室の面積は」とあるのは「利用者一人当たりの床面積は」と、「七・四三平方メートル」とあるのは「精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については、「四・四平方メートル」と、指定知的障害者更生施設、指定知的障害者授産施設及び指定知的障害者通動寮については、「六・六平方メートル」とする。

6 旧知的障害者更生施設等指定基準附則第四条の規定の適用を受ける指定知的障害者通動寮については、第二百二十二条第二項の規定を適用する場合には、同項第一号イ中、「一人」とあるのは「原則として四人以下」と、同号口中「七・四三平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とする。

7 指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指定生活介護の事業、指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行う場合において、平成十八年十月一日前から引き続き存する分場（整備省令第一条の規定による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第七十九号）第五十一条第一項並びに旧知的障害者更生施設等指定基準第六条第一項及び第四十七条の十第一項に規定する分場をいい、これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）を指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合には、当分の間、第六十六条第一項（第一百九条、第二百二十六条、第三百三十四条、第四百四十二条及び第四百六条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者（サービス管理責任者を除く）のうち一人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事するものでなければならない。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。
平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十号

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 療養介護（第二条・第二十六条）

- 第三章 生活介護（第二十七条・第四十二条）
- 第四章 自立訓練（機能訓練）（第四十三条・第四十六条）
- 第五章 自立訓練（生活訓練）（第四十七条・第五十条）
- 第六章 就労移行支援（第五十一条・第五十七条）
- 第七章 就労継続支援A型（第五十八条・第七十条）
- 第八章 就労継続支援B型（第七十一条・第七十二条）
- 第九章 多機能型に関する特例（第七十三条・第七十四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）
第一条 この規則は、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 療養介護

（管理者の資格要件）
第二条 療養介護事業所の管理者は、医師でなければならない。

（運営規程）

第三条 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 療養介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- 五 サービス利用に当たつての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他運営に関する重要事項

（非常災害対策）

第四条 療養介護事業者は、条例第六条第二項の計画について、当該療養介護事業所の立地条件等を勘案してその発生が予想される非常災害の種類ごとに作成し、当該療養介護事業所の見やすい場所

に掲示しなければならない。

2 条例第六条に定めるもののほか、療養介護事業者は、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 非常災害時における他の社会福祉施設等との連携及び協力の体制の整備
- 二 非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時において必要となるものの備蓄及び自家発電装置等の整備

(記録の整備)

第五条 療養介護事業者は、利用者、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、利用者に対する療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録については、当該療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 条例第十条第二項に規定する身体的拘束等の記録
- 二 条例第十二条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 三 条例第十三条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

四 療養介護計画

(規模)

第六条 療養介護事業所は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備)

第七条 条例第七条に規定する設備は、専ら当該療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員)

第八条 条例第八条の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 管理者 一
- 二 医師 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上
- 三 看護職員 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法(事業所の職員の勤務延べ時間を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、利用者の数を二で除した数以上
- 四 生活支援員 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上置かれている療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を二で除した数を控除した数を生活支援

員の数に含めることができるものとする。

五 サービス管理責任者 療養介護事業所ごとに、次のイ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

- イ 利用者の数が六十以下 一以上
- ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項の療養介護の単位は、療養介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の療養介護の単位を置く場合の療養介護の単位の利用定員は二十人以上とする。

4 第一項に規定する療養介護事業所の職員(第一号から第三号までに掲げる者を除く。)は、専ら当該療養介護事業所の職務に従事する者又は療養介護の単位ごとに専ら当該療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該療養介護事業所の他の業務に従事し、又は当該療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

6 第一項第四号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

7 第一項第五号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(心身の状況等の把握)

第九条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(障害福祉サービス事業者等との連携等)

第十条 療養介護事業者は、療養介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(療養介護事業者が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十一条 療養介護事業者が療養介護を提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができるの

は、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者には支払を求めるときが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに利用者へ金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(療養介護の取扱方針)

第十二条 療養介護事業所の職員は、療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。(療養介護計画の作成等)

第十三条 療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に療養介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者へ面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、療養介護の目標及びその達成時期、療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該療養介護事業所が提供する療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第四項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 定期的に利用者へ面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第十四条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該療養介護事業所以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

三 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

第十五条 療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(機能訓練)

第十六条 療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第十七条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

ない。

4 療養介護事業者は、前三項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

5 療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該療養介護事業所の職員以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(その他のサービスの提供)

第十八条 療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第十九条 職員は、現に療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第二十条 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員に条例第二章及びこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第二十一条 療養介護事業者は、利用者に対し、適切な療養介護を提供できるよう、療養介護事業所ごとに、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、当該療養介護事業所の職員によって療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 療養介護事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第二十二条 療養介護事業者は、利用定員を超えて療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第二十三条 療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理

に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(利用者等に関する情報の取扱い)

第二十四条 療養介護事業者は、他の療養介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかななければならない。

(地域との連携等)

第二十五条 療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(暴力団員等の排除)

第二十六条 条例第十四条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該療養介護事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。

第三章 生活介護

(管理者の資格要件)

第二十七条 生活介護事業所の管理者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に一年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(運営規程)

第二十八条 生活介護事業者は、生活介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 利用定員

五 生活介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

六 通常の事業の実施地域

七 サービスの利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十一 虐待の防止のための措置に関する事項

十二 その他運営に関する重要事項

(規模)

第二十九条 生活介護事業所は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならぬ。ただし、離島その他の地域であつて知事が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う生活介護事業所については、十人以上とすることができる。

(設備)

第三十条 条例第十八条に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 条例第十八条に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

4 条例第十八条に規定する設備は、専ら当該生活介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員)

第三十一条 条例第十九条の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 管理者

二 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の(1)から(3)までに掲げる利用者の平均障害程度区分(知事が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数とする。

(1) 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除した数以上

(2) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数以上

(3) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数以上

ロ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。

ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

二 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。

四 サービス管理責任者 生活介護事業所ごとに、次のイ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項の生活介護の単位は、生活介護であつて、その提供が同時に二又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は二十人以上とする。

4 条例第十九条に規定する生活介護事業所の職員(管理者を除く。)は、専ら当該生活介護事業所の職務に従事する者又は生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者でなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該生活介護事業所の他の業務に従事し、又は当該生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

6 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

7 第一項第四号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第三十二条 生活介護事業者は、生活介護事業所における主たる事業所(以下この条において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所は、六人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。

3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第三十三条 生活介護事業者は、当該生活介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を動員し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（介護）

第三十四条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 生活介護事業者は、前三項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活に必要な支援を適切に行わなければならない。

5 生活介護事業者は、常時一人以上の職員を介護に従事させなければならない。

6 生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該生活介護事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

（生産活動）

第三十五条 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上を図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（工賃の支払）

第三十六条 生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

（食事）

第三十七条 生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

2 生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

（健康管理）

第三十八条 生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

（緊急時等の対応）

第三十九条 職員は、現に生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（衛生管理等）

第四十条 生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（協力医療機関）

第四十一条 生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

（準用）

第四十二条 第四条、第五条、第九条から第十五条まで、第二十条から第二十二条まで及び第二十四条から第二十六条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条及び第五条第一号から第三号までの規定中、「条例」とあるのは、「条例第二十條において準用する条例」と、同条第四号及び第十三条中、「療養介護計画」とあるのは、「生活介護計画」と、第十四条中、「前

条」とあるのは、「第四十二条において準用する前条」と、第二十六条中「条例」とあるのは、「条例第二十條において準用する条例」と読み替えるものとする。

第四章 自立訓練（機能訓練）

（職員）

第四十三条 条例第二十三条の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 管理者

二 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

ロ 看護職員の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とする。

ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とする。

ニ 生活支援員の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とする。

三 サービス管理責任者 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、次のイ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が六十以下

一 以上

ロ 利用者の数が六十一以上

一を加えて得た数以上

2 自立訓練（機能訓練）事業者が、自立訓練（機能訓練）事業所における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居室を訪問して行う自立訓練（機能訓練）（以下「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

4 条例第二十三条及び第二項に規定する自立訓練（機能訓練）事業所の職員（管理者を除く。）は、専ら当該自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（機能訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（機能訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（機能訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

6 第一項第二号の看護職員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

7 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

8 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

（訓練）

第四十四条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 自立訓練（機能訓練）事業者は、常時一人以上の職員を訓練に従事させなければならない。

4 自立訓練（機能訓練）事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該自立訓練（機能訓練）事業所の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（地域生活への移行のための支援）

第四十五条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

（準用）

第四十六条 第四条、第五条、第九条から第十五条まで、第二十条から第二十一条まで、第二十四条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条及び第三十七条から第四十一条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第四条及び第五条第一号から第三号までの規定中「条例」とあるのは、「条例第二十四条において準用する条例」と、同条第四号及び第十三条中「療養介護計画」とあるのは、「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは、「三月」と、第十四条中「前条」とあるのは、「第四十六条において準用する前条」と、第二十六条中「条例」とあるのは、「条例第二十四条において準用する条例」と読み替えるものとする。

第五章 自立訓練（生活訓練）

（規模）

第四十七条 自立訓練（生活訓練）事業所は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、離島その他の地域であつて知事が定めるもののうち、将来

的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う自立訓練（生活訓練）（事業所）（宿泊型自立訓練のみを行うものを除く。）については、十人以上とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う自立訓練（生活訓練）事業所は、宿泊型自立訓練に係る十人以上の人員及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）に係る二十人以上（前項ただし書の知事が認める地域において事業を行うものにあつては、十人以上）の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（設備）

第四十八条 条例第二十七条第一項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

2 条例第二十七条第二項に規定する居室及び浴室の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。

ロ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

二 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

3 条例第二十七条第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

4 条例第二十七条第一項及び第二項に規定する設備は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 条例第二十七条第四項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所（宿泊型自立訓練の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）の建物とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活

動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

（職員）

第四十九条 条例第二十八条の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 管理者

二 生活支援員 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、次のイに掲げる利用者の数を六で除した数と次のロに掲げる利用者の数を十で除した数の合計数以上

イ ロに掲げる利用者以外の利用者

ロ 宿泊型自立訓練の利用者

三 地域移行支援員 宿泊型自立訓練を行う場合、自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、一以上

四 サービス管理責任者 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、次のイ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

2 健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を置いている自立訓練（生活訓練）事業所については、前項第二号中、「生活支援員」とあるのは、「生活支援員及び看護職員」と、「自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは、「生活支援員及び看護職員の総数は、自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ一以上とする。

3 自立訓練（生活訓練）事業者が、自立訓練（生活訓練）事業所における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居室を訪問して行う自立訓練（生活訓練）（以下、訪問による自立訓練（生活訓練）という。）を提供する場合は、前二項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

4 第一項（第二項において読み替えられる場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

5 第一項（第一号に掲げる者を除く。）及び第二項に規定する自立訓練（生活訓練）事業所の職員は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（生活訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（生活訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（生活訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

7 第一項第二号又は第二項の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

8 第一項第四号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第五十条 第四条、第五条、第九条から第十五条まで、第二十条から第二十二條まで、第二十四条から第二十八條まで、第三十二條、第三十三條、第三十七條から第四十一條まで、第四十四條及び第四十五條の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第四条及び第五条第一号から第三号までの規定中「条例」とあるのは「条例第二十九條において準用する条例」と、同条第四号及び第十三條中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十四條中「前条」とあるのは「第五十條において準用する前条」と、第二十六條中「条例」とあるのは「条例第二十九條において準用する条例」と、第三十二條第二項中「六人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）」については六人以上、宿泊型自立訓練については十人以上」と読み替えるものとする。

第六章 就労移行支援

（職員）

第五十一條 条例第三十三條第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 管理者
- 二 職業指導員及び生活支援員
 - イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。
 - ロ 職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。
 - ハ 生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。
 - ニ 就労支援員、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上
 - ホ サービス管理責任者、就労移行支援事業所ごとに、次のイ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数
 - ヘ 利用者の数が六十以下 一以上
 - ト 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項（第一号に掲げる者を除く。）に規定する就労移行支援事業所の職員は、専ら当該就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労移行支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労移行支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

5 第一項第一号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。

6 第一項第三号の就労支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

7 第一項第四号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

第五十二條 条例第三十三條第二項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 管理者
- 二 職業指導員及び生活支援員
 - イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。
 - ロ 職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。
 - ハ 生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。
 - ニ サービス管理責任者、就労移行支援事業所ごとに、次のイ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数
 - ヘ 利用者の数が六十以下 一以上
 - ト 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上
- 2 前項に規定する職員及びその員数については、前条第二項から第五項まで及び第七項の規定を準用する。
- （実習の実施）
- 第五十三條 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）は、利用者が第五十七條において準用する第十三條の就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。
- 2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就

業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第五十四条 就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第五十五条 就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

(就職状況の報告)

第五十六条 就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

(準用)

第五十七条 第四条、第五条、第九条から第十五条まで、第二十条から第二十二條まで、第二十四条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条、第三十五条から第四十一条まで及び第四十四条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第四条及び第五条第一号から第三号までの規定中「条例」とあるのは「条例第三十四条において準用する条例」と、同条第四号及び第十三条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十四条中「前条」とあるのは「第五十七条において準用する前条」と、第二十六条中「条例」とあるのは「条例第三十四条において準用する条例」と、第二十九条ただし書及び第三十二条第一項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

第七章 就労継続支援A型

(管理者の資格要件)

第五十八条 就労継続支援A型事業所の管理者は、社会福祉法第十九条各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者若しくは企業を経営した経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(規模)

第五十九条 就労継続支援A型事業所は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するも

のでなければならない。

2 就労継続支援A型事業者が第六十三条第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者に対して就労継続支援A型を提供する場合における雇用契約を締結している利用者に係る利用定員は、十を下回ってはならない。

3 就労継続支援A型事業所における雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員は、当該就労継続支援A型事業所の利用定員の百分の五十及び九を超えてはならない。

(設備)

第六十条 条例第三十七条に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

2 条例第三十七条に規定する訓練・作業室は、就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

4 条例第三十七条に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 条例第三十七条に規定する設備は、専ら当該就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員)

第六十一条 条例第三十八条の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 管理者 一

二 職業指導員及び生活支援員

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

ロ 職業指導員の数は、就労継続支援A型事業所ごとに、一以上とする。

ハ 生活支援員の数は、就労継続支援A型事業所ごとに、一以上とする。

三 サービス管理責任者 就労継続支援A型事業所ごとに、次のイ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

口 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項（第一号に掲げる者を除く。）に規定する就労継続支援A型事業所の職員は、専ら当該就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労継続支援A型事業所の管理上支障がない場合は、当該就労継続支援A型事業所の他の業務に従事し、又は当該就労継続支援A型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

5 第一項第二号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。

6 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
（従たる事業所を設置する場合における特例）

第六十二条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができるものとする。

2 従たる事業所は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。

3 従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所及び従たる事業所の職員（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。
（雇用契約の締結等）

第六十三条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、就労継続支援A型事業者（多機能型により就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六条の第十二号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。

（就労）

第六十四条 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及

びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

（賃金及び工賃）

第六十五条 就労継続支援A型事業者は、第六十三条第一項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、第六十三条第二項の規定による利用者（以下「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

3 就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額（以下「工賃の平均額」という。）は、三千円を下回ってはならない。

（実習の実施）

第六十六条 就労継続支援A型事業者は、利用者が第七十条において準用する第十三条の就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第六十七条 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援等の実施）

第六十八条 就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

（利用者及び職員以外の者の雇用）

第六十九条 就労継続支援A型事業者は、利用者及び職員以外の者を就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

- 一 利用定員が十人以上二十人以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数
- 二 利用定員が二十人以上三十人以下 十又は利用定員に百分の四十を乗じて得た数のいずれか多い数
- 三 利用定員が三十一人以上 十二又は利用定員に百分の三十を乗じて得た数のいずれか多い数

(準用)

第七十条 第四条、第五条、第九条から第十五条まで、第二十条から第二十二條まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条、第三十三条、第三十七条から第四十一条まで及び第四十四条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第四条及び第五条第一号から第三号までの規定中「条例」とあるのは「条例第四十条において準用する条例」と、同条第四号及び第十三条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十四条中「前条」とあるのは「第七十条において準用する前条」と、第二十六条中「条例」とあるのは「条例第四十条において準用する条例」と読み替えるものとする。

第八章 就労継続支援B型

(工賃の支払等)

第七十一条 就労継続支援B型の事業を行う者(以下「就労継続支援B型事業者」という。)は、利用者、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる工賃の平均額は、二十円を下回ってはならない。

3 就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

(準用)

第七十二条 第四条、第五条、第九条から第十五条まで、第二十条から第二十二條まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条、第二十九条、第三十三条、第三十五条、第三十七条から第四十一条まで、第四十四条、第五十八条、第六十条から第六十二条まで及び第六十六条から第六十八条

までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第四条及び第五条第一号から第三号までの規定中「条例」とあるのは「条例第四十三条において準用する条例」と、同条第四号及び第十三条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第十四条中「前条」とあるのは「第七十一条において準用する前条」と、第二十六条中「条例」とあるのは「条例第四十三条において準用する条例」と、第六十六条第一項中「第七十条」とあるのは「第七十二条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第九章 多機能型に関する特例

(規模に関する特例)

第七十三条 多機能型による生活介護事業所(以下「多機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練(機能訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、就労移行支援事業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」という。)、就労継続支援A型事業所(以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。))及び就労継続支援B型の事業を行う事業所(以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による指定児童発達支援(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十三号。以下「指定通所支援基準等条例」という。))第五条に規定する指定児童発達支援をいう。)(の事業、指定医療型児童発達支援(指定通所支援基準等条例第二十六条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。)(の事業又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準等条例第三十一条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)(の事業(以下「多機能型児童発達支援事業等」という。))を一体的に行う場合)にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)(の合計が二十人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とすることができる。

- 一 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所及び多機能型就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。) 六人以上
 - 二 多機能型自立訓練(生活訓練)事業所 六人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)を併せて行う場合)にあっては、宿泊型自立訓練の利用定員が十人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)の利用定員が六人以上とする。
 - 三 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 十人以上
- 2 第二十九条及び前項の規定にかかわらず、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体

幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

3 第二十九条及び第一項の規定にかかわらず、多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。)につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

4 離島その他の地域であつて知事が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、第一項中「二十人」とあるのは、「十人」とする。この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所(多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所、多機能型自立訓練(生活訓練)事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所に限る。以下この条及び次条第三項において同じ。)については、当該多機能型事業所の利用定員を、一人以上とすることができる。

(職員の員数等の特例)

第七十四条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が二十人未満である場合は、第三十一条第六項、第四十三条第六項及び第七項、第四十九条第七項、第五十一条第五項及び第六項並びに第六十一条第五項(第七十二条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援基準等条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員(指定通所支援基準等条例第六条第一項に規定する児童発達支援管理責任者を除く。)(を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 多機能型事業所は、第三十一条第一項第四号及び第七項、第四十三条第一項第三号及び第八項、第四十九条第一項第四号及び第八項、第五十一条第一項第四号及び第七項並びに第六十一条第一項第三号及び第六項(これらの規定を第七十二条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち知事が定めるものを一の事業所であるときみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、

常勤でなければならないとすることができる。

一 利用者の数の合計が六十以下 一以上

二 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

3 前条第四項後段の規定により、多機能型事業所の利用定員を一人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第三十一条第一項第三号二及び第六項、第四十三条第一項第二号ロ及び二、第六項並びに第七項、第四十九条第一項第二号及び第七項並びに第七十二条において準用する第六十一条第一項第二号及び第五項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるときみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第一号に掲げる利用者の数を六で除した数と第二号に掲げる利用者の数を十で除した数の合計数以上とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

一 生活介護、自立訓練(機能訓練)及び自立訓練(生活訓練)の利用者
二 就労継続支援B型の利用者

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、第一号の知事が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第三十一条第一項第三号イの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数の合計以上の数とする。

一 次のイからハまでに掲げる利用者(知事が定める者を除く。以下この号において同じ。)(の平均障害程度区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる数

イ 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除した数

ロ 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数

ハ 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数

二 前号の知事が定める者である利用者の数を十で除した数

3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

4 法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第

百二十三号。以下、「旧精神保健福祉法」という。）第五十条の二第一項一号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下、「精神障害者生活訓練施設」という。）及び同項二号に掲げる精神障害者授産施設（以下、「精神障害者授産施設」という。）（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号。以下、「整備省令」という。）第一条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号。以下、「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。）第二十三条第一号に掲げる通所施設及び同条第二号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。）並びに条例附則第二項に規定する知的障害者更生施設（以下、「知的障害者更生施設」という。）（整備省令第一条の規定による廃止前の知的障害者授産施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十二号。以下、「旧知的障害者授産施設最低基準」という。）第二十一条第一号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。）及び同項に規定する知的障害者通所療養（以下、「知的障害者通所療養」という。）について、第四十八条第二項の規定を適用する場合には、同項第一号イ中、「一人」とあるのは、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の規定の適用を受けるものを除く。）については、「二人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の規定の適用を受けるものを除く。）については、「二人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の規定の適用を受けるものに限る。）、「一の居室の面積は」とあるのは、「利用者一人当たりの床面積は」と、同号ロ中、「七・四三平方メートル」とあるのは、「精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については、「四・四平方メートル」と、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通所療養については、「六・六平方メートル」とする。

5 前項の規定にかかわらず、旧知的障害者授産施設最低基準附則第四条の規定の適用を受ける知的障害者通所療養について、第四十八条第二項の規定を適用する場合には、同項第一号イ中、「一人」とあるのは、「原則として四人以下」と、同号ロ中、「七・四三平方メートル」とあるのは、「三・三平方メートル」とする。

6 次の各号に掲げる者が法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生授産施設、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者授産施設又は法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設（第三号において、「身体障害者更生授産施設等」という。）に

併設して引き続き生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の事業を行う間は、第二十九条（第四十六条、第五十七条及び第七十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第四十七条第一項の規定にかかわらず、当該事業に係る生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所又は就労継続支援B型事業所（当該事業を多機能型により行う場合並びにこれらの事業所が第二十九条ただし書及び第四十七条第一項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）の利用定員は、十人以上とすることができる。

一 平成十八年十月一日前から引き続き法附則第八条第一項第六号に規定する障害者デイサービス事業を行っている者

二 平成十八年十月一日前から引き続き旧精神保健福祉法第五十条の二第六項に規定する精神障害者地域生活支援センターを経営する事業を行っている者

三 身体障害者更生授産施設等（障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十八年政令三百二十号）第十六条の規定による改正前の社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第八十五号）第一条第一号、第二号又は第四号に規定する身体障害者授産施設、知的障害者授産施設又は精神障害者授産施設に限る。）を経営する事業を行っていた者

7 法第五条第二十二項に規定する地域活動支援センター又は小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）が、平成二十年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に障害福祉サービス事業を開始した場合における第二十九条（第四十六条、第五十七条及び第七十二条において準用する場合を含む。）及び第四十七条第一項並びに第七十三条第四項の規定の適用については、離島その他の地域であつて知事が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるもの、「将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認める地域」とする。

8 身体障害者授産施設又は知的障害者更生施設若しくは知的障害者授産施設が、生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）の事業、自立訓練（生活訓練）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業又は就労継続支援B型の事業を行う場合において、平成十八年十月一日前から引き続き存する分場（整備省令第三十一条の規定による改正前の身体障害者更生授産施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十一号）第五十一条第一項並びに旧知的障害者授産施設最低基準第二十三条第二項及び第四十七条第二項に規定する分場をいい、これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）を生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生

活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所又は就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）として設置する場合には、当分の間、第三十二条第二項及び第三項（これらの規定を第四十六条、第五十条及び第五十七条において準用する場合を含む。）並びに第六十二条第二項及び第三項（これらの規定を第七十二条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。この場合において、当該従たる事業所に置かれる職員（サービスマン管理責任者を除く。）のうち一人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

指定障害者支援施設の利用者、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十一号

指定障害者支援施設の利用者、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、指定障害者支援施設の利用者、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（従業者）

第二条 条例第五条第一号に定める従業者の員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
- イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法（指定障害者支援施設の利用者の勤務延べ時間数を当該指定障害者支援施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障害者支援施設の利用者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、次の(1)及び(2)に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) 次の(イ)から(ロ)までに掲げる平均障害程度区分（知事が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(イ)から(ロ)までに定める数

- (イ) 平均障害程度区分が四未満 利用者（知事が定める者を除く。）及び(ロ)において同じ。）の数を六で除した数

(ii) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数

(iii) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数

(2) (i)の知事が定める者である利用者の数を十で除した数

ロ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。

ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

二 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。

三 サーマン管理責任者 次(イ)又は(ロ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

二 前項第二号の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

3 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

4 第一項第三号のサービスマン管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

第三条 条例第五条第二号に定める従業者の員数は、次のとおりとする。

一 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

ロ 看護職員の数は、一以上とする。

ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、一以上とする。

二 生活支援員の数は、一以上とする。

三 サーマン管理責任者 次(イ)又は(ロ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

2 指定障害者支援施設が、指定障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて利用者の居室を訪問して行う自立訓練（機能訓練）（以下「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提

供する場合は、前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

3 第一項第一号の看護職員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

4 第一項第一号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

第四条 条例第五条第三号に定める従業者の員数は、次のとおりとする。

一 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上

二 サービス管理責任者 次のイ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

2 条例第五条第三号に掲げる場合において、健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いているときは、前項第一号中「生活支援員」とあるのは、「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ一以上とする。

3 指定障害者支援施設が、当該指定障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問して行う自立訓練（生活訓練）（以下「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、前二項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

4 第一項第一号又は第二項の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

第五条 条例第五条第四号に定める従業者の員数は、次のとおりとする。

一 職業指導員及び生活支援員

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

ロ 職業指導員の数は、一以上とする。

ハ 生活支援員の数は、一以上とする。

二 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上

三 サービス管理責任者 次のイ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

2 条例第五条第五号に定める従業者の員数は、次のとおりとする。

一 職業指導員及び生活支援員

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

ロ 職業指導員の数は、一以上とする。

ハ 生活支援員の数は、一以上とする。

二 サービス管理責任者 次のイ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

3 第一項第一号又は前項第一号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。

4 第一項第一号の就労支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第三号又は第二項第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

第六条 条例第五条第六号に定める従業者の員数は、次のとおりとする。

一 職業指導員及び生活支援員

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

ロ 職業指導員の数は、一以上とする。

ハ 生活支援員の数は、一以上とする。

二 サービス管理責任者 次のイ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

2 前項第一号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。

い。

3 第一項第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
第七条 条例第五条第七号に定める従業者の員数は、次のとおりとする。

一 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、次のイ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数とする。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は知事が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を一以上とする。

イ 利用者の数が六十以下 一以上
ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

二 サービス管理責任者 当該指定障害者支援施設において昼間実施サービス（指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。以下同じ。）を行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

2 前項の施設入所支援の単位は、施設入所支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

第八条 第二条から前条までに規定する利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

2 第二条から前条までに規定する指定障害者支援施設の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（従業者に関する特例）

第九条 条例第六条に規定する場合にあつては、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第四十六号。以下、指定障害児入所施設等基準条例施行規則」という。）（第二条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第二条及び第七条の基準を満たしているものとみなすことができる。

（複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数）

第十条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、第二条第三項、第三条第三項及び第四項、第四条第四項、第五条第三項（同条第二項第一号に係る部分を除く。）及び第四項並びに第六条第二項の規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサー

ビス管理責任者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第二条第一項第三号及び第四項、第三条第一項第二号及び第五項、第四条第一項第二号及び第五項、第五条第一項第三号、第二項第二号及び第五項並びに第六条第一項第一号及び第三項の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち知事が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

一 利用者の数の合計が六十以下 一以上
二 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第十一条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設における主たる事業所（以下「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（設備）

第十二条 条例第七条第一項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室

イ 専ら当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

ロ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ハ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 階に設けてはならないこと。

ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備を除き、九・九平方メートル以上とすること。

ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ヘ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ト プザー又はこれに代わる設備を設けること。
三 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

五 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

六 便所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

七 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

八 廊下幅

イ 一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

ロ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

2 条例第七条第一項に規定する相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。

(設備に関する特例)

第十三条 条例第八条に規定する場合にあつては、指定障害児入所施設等基準条例施行規則第三条に規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前条の基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第十四条 指定障害者支援施設は、支給決定障害者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)(第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。)(が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、第四十八条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定障害者支援施設は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第十五条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、支給決定障害者に提供することを契約した施設障害福祉サービスの種類ごとの量(以下「契約支給量」という。)(その他の必要な事項(以下「受給者証記載事項」という。)(を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えてはならない。

3 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村(特別区を含む。以下同じ。)(に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前三項の規定は、受給者証記載事項に変更があつた場合について準用する。

(連絡調整に対する協力)

第十六条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十七条 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域(当該指定障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)(等を助案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十五号)第三十条に規定する指定生活介護の事業を行う者。)(、指定自立訓練(機能訓練)事業者(同条例第五十九条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者。)(、指定自立訓練(生活訓練)事業者(同条例第六十五条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業を行う者。)(、指定就労移行支援事業者(同条例第七十二条に規定する指定就労移行支援の事業を行う者。)(、指定就労継続支援B型事業者(同条例第八十四条において準用する第七十八条に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。)(等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やか

に講じなければならない。

(受給資格の確認)

第十八条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。

(介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助)

第十九条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあつた場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第二十条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第二十一条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者等との連携に努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第二十二条 指定障害者支援施設は、訪問による自立訓練(機能訓練)又は訪問による自立訓練(生活訓練)を提供する場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第二十三条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を、当該施設障害福祉サービスの提供の都度記録しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、前二項の規定による記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定障害者支援施設が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第二十四条 指定障害者支援施設が、施設障害福祉サービスを提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであつて、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに掲げる支払については、この限りではない。

(利用者負担額等の受領)

第二十五条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る利用者負担額(指定障害福祉サービス等費用基準額(指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用(法第二十九条第一項に規定する特定費用をいう。以下同じ。))を除く。))を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)をいう。以下同じ。))から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額をいう。))の支払を受けるものとする。

2 指定障害者支援施設は、法定代理受領(法第二十九条第四項の規定により支給決定障害者が指定障害者支援施設に支払うべき指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。))について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者に代わり、当該指定障害者支援施設に支払われることをいう。))を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から当該施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定障害者支援施設は、前二項の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

- 一 生活介護を行う場合 次のイからニまでに掲げる費用
- イ 食事の提供に要する費用
- ロ 創作的活動に係る材料費
- ハ 日用品費
- ニ イから八までに掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

二 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う場合 次のイから八までに掲げる費用

- イ 食事の提供に要する費用
- ロ 日用品費
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

三 施設入所支援を行う場合 次のイからホまでに掲げる費用

- イ 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条第一号に規定する食費等の基準費用額（法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）
- ロ 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ハ 被服費

ニ 日用品費

ホ イからニまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号イ、第二号イ及び第三号イに掲げる費用については、知事が別に定めるところによる

ものとする。

- 5 指定障害者支援施設は、第一項から第三項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 6 指定障害者支援施設は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

第二十六条 指定障害者支援施設は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に限る。）が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス等及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び当該指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該施設障害福祉サービス及び当該他の指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項（法第三十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者を除く。）の依頼を受けた場合において、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等）

第二十七条 指定障害者支援施設は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、第二十五条第二項の法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しなければならない。

ばならない。

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第二十八条 指定障害者支援施設の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第二十九条 指定障害者支援施設の管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるように努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第四項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも六月に一回以上(自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも三月に一回以上)、施設障害福祉サービス計画

の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 定期的に利用者に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項の施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第三十条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談等)

第三十一条 指定障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の確かな把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者が、当該指定障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六条の第十号に規定する就労継続支援A型をいう。)又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

(介護)

第三十二条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて行われなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきなければならない。

3 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活に必要な支援を適切に行わなければならない。

6 指定障害者支援施設は、常時一人以上の従業者を介護に従事させなければならない。

7 指定障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(訓練)

第三十三条 指定障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、常時一人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。

4 指定障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(生産活動)

第三十四条 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上を図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払等)

第三十五条 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われ

る生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額(第四項において「工賃の平均額」という。)を、三千円を下回るものとしてはならない。

3 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

(実習の実施)

第三十六条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設は、前二項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二十七条第四項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第三十七条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第三十八条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六

月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(就職状況の報告)

第三十九条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

(食事)

第四十条 指定障害者支援施設(施設入所支援を提供する場合に限る。)は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

2 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

3 指定障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

5 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であつて、当該指定障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第四十一条 指定障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行つことが困難である場合は、その者の同意を得て代わつて行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第四十二条 指定障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年二回以上定期的に健康診断

を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第四十三条 従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第四十四条 指定障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であつて、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第四十五条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の利用者に係る知事が定める給付金(以下「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下「利用者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

二 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従つて用いること。

三 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

四 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第四十六条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によつて介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理等)

第四十七条 指定障害者支援施設の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、当該指定障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設他の職務に従

事させ、又は当該指定障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

3 指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者に条例第五条から第十八条まで及びこの規則の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第四十八条 指定障害者支援施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程(以下「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

一 指定障害者支援施設の目的及び運営の方針

二 提供する施設障害福祉サービスの種類

三 従業者の職種、員数及び職務の内容

四 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間

五 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員

六 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

七 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域

八 サービスの利用に当たつての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策

十一 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第四十九条 指定障害者支援施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設の従業者によつて施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定障害者支援施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない

い。

(定員の遵守)

第五十条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第五十一条 指定障害者支援施設は、条例第十二条第二項の計画について、当該指定障害者支援施設の立地条件等を勘案してその発生が予想される非常災害の種類ごとに作成し、当該指定障害者支援施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 条例第十二条に定めるもののほか、指定障害者支援施設は、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 非常災害時における他の社会福祉施設等との連携及び協力の体制の整備

二 非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時において必要となるものの備蓄及び自家発電装置等の整備

(衛生管理等)

第五十二条 指定障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

第五十三条 指定障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

(掲示)

第五十四条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(利用者等に関する情報の取扱い)

第五十五条 指定障害者支援施設は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得てお

かなければならない。

(情報の提供等)

第五十六条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定障害者支援施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(地域との連携等)

第五十七条 指定障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(会計の区分)

第五十八条 指定障害者支援施設は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第五十九条 指定障害者支援施設は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次に掲げる記録については、当該利用者に対し施設障害福祉サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 条例第十三条第二項に規定する身体的拘束等の記録

二 条例第十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

三 条例第十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

四 第二十三条第一項及び第二項に規定するサービスの提供の記録

五 第四十六条に規定する市町村への通知に係る記録

六 施設障害福祉サービス計画

七 従業者の勤務の体制についての記録

八 訓練等給付費又は特例訓練等給付費を請求するために審査支払機関(市町村)(法第二十九条第

七項の規定により支払に関する事務を国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に委託する場合にあつては、国民健康保険団体連合会(をいう。)(に提出した記録

(暴力団員等の排除)

第六十条 条例第十八条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該指定障害者支援施設の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括

する者の権限を代行することができる地位にある者とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 平成十八年十月一日前から引き続き存する法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)(第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第六十九号。以下「整備省令」という。)(第一条の規定による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第八十一号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。)(第二条第一号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。以下「指定知的障害者更生施設」という。)(、旧知的障害者福祉法第二十一条の規定する知的障害者通産施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者通産施設」という。)(において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。)(について、第十二条第一項の規定を適用する場合においては、同項第一号イ中「四人」とあるのは、「原則として四人」とする。

3 平成十八年十月一日前から引き続き存する法附則第四十一条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「旧身体障害者福祉法」という。)(第二十九条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの(以下「指定身体障害者更生施設」という。)(、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの(以下「指定身体障害者療護施設」という。)(、整備省令第一条の規定による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第七十九号。以下「旧身体障害者更生施設等指定基準」という。)(附則第三条の規定の適用を受けているものに限る。)(、旧身体障害者福祉法第三

十一條に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第十七條の十一項の指定を受けるもの（旧身体障害者更生施設等指定基準第二條第三号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定身体障害者授産施設」という。）は、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通動寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。）について、第十二條第一項の規定を適用する場合には、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。

4 平成十八年十月一日前から引き続き存する法附則第四十八條の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六條の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十條の二第一項第一号に規定する精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）又は同項第二号に規定する精神障害者授産施設（整備省令第一條の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第二十三條第一号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第二号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者授産施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。）について、第十二條第一項の規定を適用する場合には、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・四平方メートル」とする。

5 附則第三項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日前から引き続き存する指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産施設であつて旧身体障害者更生施設等指定基準附則第二條第一項若しくは第四條第一項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通動寮であつて旧知的障害者更生施設等指定基準附則第二條から第四條までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第十二條第一項の規定を適用する場合には、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「三・三平方メートル」とする。

6 平成二十四年四月一日において現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第五條の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四條の二第一項に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）であつて、同日以後指定障害者支援施設の指定を受けるものに対

する第十二條第一項第二号の規定の適用については、当分の間、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・九五平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設となつた後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

7 平成十八年十月一日前から引き続き存する指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通動寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第十二條第一項第二号トのブザー又はこれに代わる設備を設けなければならない。

8 平成二十四年四月一日において現に存していた旧知的障害児施設等であつて、同日以後指定障害者支援施設の指定を受けるものについては、当分の間、第十二條第一項第二号トの規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設となつた後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

9 平成十八年十月一日前から引き続き存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第十二條第一項の規定を適用する場合には、同項第八号イ中「一・五メートル」とあるのは、「一・三五メートル」とする。

10 平成十八年十月一日前から引き続き存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通動寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第十二條第一項第八号の規定は、当分の間、適用しない。

11 平成二十四年四月一日において現に存していた旧知的障害児施設等であつて、同日以後指定障害者支援施設の指定を受けるものについては、当分の間、第十二條第一項第八号の規定は、適用しない。ただし、指定障害者支援施設となつた後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。
平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
○宮城県規則第四十二号
地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十八号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(運営規程)

第二条 地域活動支援センターは、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第三条 地域活動支援センターは、条例第四条第二項の計画について、当該地域活動支援センターの立地条件等を勘案してその発生が予想される非常災害の種類ごとに作成し、当該地域活動支援センターの見やすい場所に掲示しなければならない。

2 条例第四条に定めるもののほか、地域活動支援センターは、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 非常災害時における他の社会福祉施設等との連携及び協力の体制の整備
- 二 非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時において必要となるものの備蓄及び自家発電装置等の整備

(サービスの提供の記録)

第四条 地域活動支援センターは、利用者に対しサービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

(記録の整備)

第五条 地域活動支援センターは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に關する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 前条に規定するサービスの提供の記録

二 条例第八条第一項に規定する苦情の内容等の記録

三 条例第九条第一項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

(規模)

第六条 地域活動支援センターは、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備)

第七条 条例第五条に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

- 一 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所 必要な設備及び備品等を備えること。
- 二 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(職員)

第八条 条例第六条の規則で定める員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

- 一 施設長 一
- 二 指導員 二以上

2 施設長は、地域活動支援センターの管理上支障がない場合は、当該地域活動支援センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができるものとする。

3 施設長は、障害者及び障害児の福祉の増進に熱意を有し、地域活動支援センターを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第九条 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおける主たる事業所(以下「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所及び従たる事業所の職員のうちそれぞれ一人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十条 地域活動支援センターが利用者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(生産活動)

第十一条 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(工賃の支払)

第十二条 地域活動支援センターは、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(定員の遵守)

第十三条 地域活動支援センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第十四条 地域活動支援センターは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(暴力団員等の排除)

第十五条 条例第十条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該地域活動支援センターの業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十三号

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (趣旨)

第一条 この規則は、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十九号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(構造設備)

第二条 条例第四条第三項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

(運営規程)

第三条 福祉ホームは、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 利用者に対して提供するサービスの内容及びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第四条 福祉ホームは、条例第五条第二項の計画について、当該福祉ホームの立地条件等を勘案してその発生が予想される非常災害の種類ごとに作成し、当該福祉ホームの見やすい場所に掲示しなければならない。

2 条例第五条に定めるものは、福祉ホームは、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

ない。

一 非常災害時における他の社会福祉施設等との連携及び協力の体制の整備

二 非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時において必要となるものの備蓄及び自家発電装置等の整備

(サービスの提供の記録)

第五条 福祉ホームは、利用者に対しサービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

(記録の整備)

第六条 福祉ホームは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 福祉ホームは利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 前条に規定するサービスの提供の記録

二 条例第九条第二項に規定する苦情の内容等の記録

三 条例第十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第七条 福祉ホームは、五人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備)

第八条 条例第六条に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、原則として、一人とすること。

ロ 利用者一人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とする。

二 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

三 便所 利用者の特性に応じたものであること。

四 共用室 利用者の娯楽、団らん、集会等の用に供する共用の部屋として、利用定員に応じて適当な広さを有すること。

2 福祉ホームの設備は、専ら当該福祉ホームの用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(職員)

第九条 管理人は、障害者の福祉の増進に熱意を有し、福祉ホームを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十条 福祉ホームが利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者へ金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(定員の遵守)

第十一条 福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第十二条 福祉ホームは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(暴力団員等の排除)

第十三条 条例第十一条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該福祉ホームの業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十四号

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年宮城

県条例第百号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(構造設備)

第二条 条例第四条第三項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(施設長の資格要件)

第三条 施設長は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(運営規程)

第四条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

一 障害者支援施設の目的及び運営の方針

二 提供する施設障害福祉サービスの種類

三 職員の職種、員数及び職務の内容

四 昼間実施サービス（障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。以下同じ。）に係る営業日及び営業時間

五 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員

六 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

七 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域

八 サービスの利用に当たつての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策

十一 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第五条 障害者支援施設は、条例第五条第二項の計画について、当該障害者支援施設の立地条件等を勘案してその発生が予想される非常災害の種類ごとに作成し、当該障害者支援施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 条例第五条に定めるもののほか、障害者支援施設は、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 非常災害時における他の社会福祉施設等との連携及び協力の体制の整備

二 非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時において必要となるものの備蓄及び自家発電装置等の整備

(記録の整備)

第六条 障害者支援施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 条例第九条第二項に規定する身体的拘束等の記録

二 条例第十一条第二項に規定する苦情の内容等の記録

三 条例第十二条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

四 施設障害福祉サービス計画

(規模)

第七条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲げる人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

一 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援及び就労継続支援B型 二十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（条例第六第

二項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。）にあつては、十人以上）

二 施設入所支援 三十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設

にあつては、十人以上）

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、その利用定員を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める数としなければならない。ただし、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、十二人以上）でなければならないものとする。

- 一 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援 六人以上
- 二 就労継続支援B型 十人以上
- 三 施設入所支援 三十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、十人以上）

（設備）

第八条 条例第六条第一項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室

イ 専ら障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

ロ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ハ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。

ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ヘ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ト プザー又はこれに代わる設備を設けること。

三 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

五 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

六 便所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

七 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

八 廊下幅

イ 一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

ロ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

2 条例第六条第一項に規定する相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。

（職員）

第九条 施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設以外の業務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第十条 条例第七条第一号に定める職員の員数は、次のとおりとする。

一 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法（障害者支援施設の職員の勤務延べ時間数を当該障害者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該障害者支援施設の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、次の(1)及び(2)に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) 次の(i)から(iii)までに掲げる平均障害程度区分（知事が定めることにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに定める数

(i) 平均障害程度区分が四未満 利用者（知事が定める者を除く。(ii)及び(iii)において同じ。）の数を六で除した数

(ii) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数

(iii) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数

(2) (1)(i)の知事が定める者である利用者の数を十で除した数

ロ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。

ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を

防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

二 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。

三 サービス管理責任者 次のイ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項第二号の生活介護の単位は、生活介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は二十人以上とする。

3 第二項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

4 第二項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

第十一条 条例第七条第二号に定める職員の員数は、次のとおりとする。

一 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

ロ 看護職員の数は、一以上とする。

ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、一以上とする。

ニ 生活支援員の数は、一以上とする。

二 サービス管理責任者 次のイ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問して行う自立訓練（機能訓練）（以下「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、前項に規定する員数の職員に加えて、訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

3 第一項第一号の看護職員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

4 第二項第一号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第一号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

第十二条 条例第七条第三号に定める職員の員数は、次のとおりとする。

一 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上

二 サービス管理責任者 次のイ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 条例第七条第三号に掲げる場合において、健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置いているときは、前項第一号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ一以上とする。

3 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問して行う自立訓練（生活訓練）（以下「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、第一項及び前項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

4 第一項第一号及び第二項の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

第十三条 条例第七条第四号に定める職員の員数は、次のとおりとする。

一 職業指導員及び生活支援員

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

ロ 職業指導員の数は、一以上とする。

ハ 生活支援員の数は、一以上とする。

ニ 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上

三 サービス管理責任者 次のイ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 条例第七条第五号に定める職員の員数は、次のとおりとする。

一 職業指導員及び生活支援員

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

ロ 職業指導員の数は、一以上とする。

ハ 生活支援員の数は、一以上とする。

二 サービス管理責任者 次のイ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

3 第一項第一号又は前項第一号の職業指導員又は生活指導員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。

4 第一項第二号の就労支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第三号又は第二項第二号のサービスの管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

第十四条 条例第七条第六号に定める職員の員数は、次のとおりとする。

一 職業指導員及び生活支援員

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

ロ 職業指導員の数は、一以上とする。

ハ 生活支援員の数は、一以上とする。

二 サービス管理責任者 次のイ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

2 前項第一号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。

3 第一項第二号のサービスの管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

第十五条 条例第七条第七号に定める職員の員数は、次のとおりとする。
一 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、次のイ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数とする。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労

移行支援、就労継続支援B型を受ける利用者又は知事が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を一以上とする。

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

二 サービス管理責任者 当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービスの管理責任者が兼ねるものとする。

2 前項の施設入所支援の単位は、施設入所支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の施設入所支援の単位を置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は三十人以上とする。

第十六条 第十条から前条までに規定する利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、これらの規定の利用者の数は、推定数とする。

2 第十条から前条までに規定する障害者支援施設の職員は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数）

第十七条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、第十条第三項、第十一条第三項及び第四項、第十二条第四項、第十三条第三項（同条第二項第一号に係る部分を除く。）及び第四項並びに第十四条第二項の規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、医師及びサービスの管理責任者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならないことができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、第十条第一項第三号及び第四項、第十一条第一項第二号及び第五項、第十二条第一項第二号及び第五項、第十三条第一項第三号、第二項第二号及び第五項並びに第十四条第一項第二号及び第三項の規定にかかわらず、サービスの管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち知事が定めるもの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービスの管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないことができる。

一 利用者の数の合計が六十以下 一以上

二 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第十八条 障害者支援施設は、障害者支援施設における主たる事業所（以下、「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下、「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所は、六人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。

3 従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所及び従たる事業所の職員（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十九条 障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援 B 型に係る通常の事業の実施地域（当該障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を助案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援 B 型を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

(心身の状況等の把握)

第二十条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(障害福祉サービス事業者等との連携等)

第二十一条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(障害者支援施設が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第二十一条 障害者支援施設が、施設障害福祉サービスを提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者へ金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第二十三条 障害者支援施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第二十四条 施設長は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下、「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者に対して十分な説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスことの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。

この場合において、当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるように努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第四項に規定する施設障害福祉サービス計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス

入計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に利用者に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項の施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

第二十五条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者が現に利用している障害福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該障害者支援施設における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

三 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。
（相談等）

第二十六条 障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の確かな把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者が、当該障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六条の十二号に規定する就労継続支援A型をいう。）又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の障害福祉サービス事業を行う事業所等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

（介護）

第二十七条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよ

う、適切な技術をもって行われなければならない。

2 障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

6 障害者支援施設は、常時一人以上の職員を介護に従事させなければならない。

7 障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

（訓練）

第二十八条 障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、常時一人以上の職員を訓練に従事させなければならない。

4 障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（生産活動）

第二十九条 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。

2 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払等)

第三十条 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援 B 型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援 B 型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援 B 型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額(以下「工賃の平均額」という。)を、三千円を下回るものとしてはならない。

3 障害者支援施設は、就労継続支援 B 型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援 B 型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

(実習の実施)

第三十一条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるように、実習の受入先を確保しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援 B 型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービスに基づいて実習できるように、実習の受入先の確保に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、前二項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第三十二条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援 B 型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

3 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援 B 型の提供に当たっては、公共職業安定所

障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人への開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第三十三条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援 B 型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(就職状況の報告)

第三十四条 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援 B 型の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

(食事)

第三十五条 障害者支援施設(施設入所支援を提供する場合に限る。)は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

2 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

3 障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第三十六条 障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の

機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第三十七条 障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第三十八条 職員は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第三十九条 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であつて、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第四十条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の設置者が利用者に係る知事が定める給付金(以下「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- 一 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下「利用者に係る金銭」という。)(をその他の財産と区分すること。
- 二 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従つて用いること。
- 三 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- 四 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者取得させること。

(施設長の責務)

第四十一条 施設長は、当該障害者支援施設の職員及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 施設長は、当該障害者支援施設の職員に条例第四条から第十三条まで及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第四十二条 障害者支援施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該障害者支援施設の職員によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 障害者支援施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第四十三条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第四十四条 障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 障害者支援施設は、障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

第四十五条 障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第四十六条 障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(暴力団員等の排除)

第四十七条 条例第十三条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該障害者支援施設の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十八年十月一日前から引き続き存する条例附則第二項に規定する知的障害者更生施設(以下「知的障害者更生施設」という。)(知的障害者授産施設(以下「知的障害者授産施設」という。))又は知的障害者通勤寮(以下「知的障害者通勤寮」という。))において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。))について、第八条第一項の規定を適用する場合には、同項第二号イ中「四人」とあるのは、「原則として四人」とする。

3 平成十八年十月一日前から引き続き存する条例附則第二項に規定する身体障害者更生施設(以下「身体障害者更生施設」という。)(若しくは身体障害者授産施設(以下「身体障害者授産施設」という。)(知的障害者更生施設、知的障害者授産施設又は知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。))について、第八条第一項の規定を適用する場合には、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。

4 平成十八年十月一日前から引き続き存する条例附則第二項に規定する精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。))又は精神障害者授産施設(以下「精神障害者授産施設」という。))において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。))について、第八条第一項の規定を適用する場合には、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・四平方メートル」とする。

5 附則第三項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日から引き続き存する身体障害者更生施設若しくは身体障害者授産施設であつて障害者自立支援法の一部の施行に伴つて厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第百六十九号。以下「整備省令」という。))第三十一条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成十五年厚生労働省令第二十一号。以下「旧身体障害者更生援護施設最低基準」という。))附則第二条若しくは第四条の規定の適用を受けているもの又は知的障害者更生施設、知的障害者授産施設若しくは知的障害者通勤寮であつて整備省令第一条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成十五年厚生労働省令第百六十九号。附則第二条から第四条までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第八条第一項の規定を適用する場合には、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるの

は、「三・三平方メートル」とする。

6 平成十八年十月一日前から引き続き存する条例附則第二項に規定する身体障害者療護施設(以下「身体障害者療護施設」という。))であつて、旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第三条の規定の適用を受けているものが施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこの施設の建物(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。))について第八条第一項の規定を適用する場合には、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。

7 平成十八年十月一日前から引き続き存する身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第七条第一項第二号トのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。

8 平成十八年十月一日前から引き続き存する知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第七条第一項の規定を適用する場合には、同項第八号イ中「一・五メートル」とあるのは、「一・三五メートル」とする。

9 平成十八年十月一日前から引き続き存する知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第八条第一項第八号の規定は、当分の間、適用しない。

10 平成十八年十月一日前から引き続き存する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第八条第一項第八号ロの規定は、当分の間、適用しない。

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。
平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十五号

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 児童発達支援

第一節 指定児童発達支援（第二条、第四十四条）

第二節 基準該当児童発達支援（第四十五条、第五十条）

第三章 医療型児童発達支援（第五十一条、第五十八条）

第四章 放課後等デイサービス

第一節 指定放課後等デイサービス（第五十九条、第六十三条）

第二節 基準該当放課後等デイサービス（第六十四条、第六十六条）

第五章 保育所等訪問支援（第六十七条、第七十二条）

第六章 多機能型事業所に関する特例（第七十三条、第七十四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 児童発達支援

第一節 指定児童発達支援

（従業者）

第二条 条例第六条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のイ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 障害児の数が十までのもの 二以上

ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すことに

一を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者 一以上

2 条例第六条第二項に規定する場合において、同項の機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員の数の前項第一号の指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

3 条例第六条第三項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 嘱託医 一以上

二 看護師 一以上

三 児童指導員又は保育士 一以上

四 機能訓練担当職員 一以上

五 児童発達支援管理責任者 一以上

4 第一項第一号及び第二項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

5 第一項第一号の指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

6 第一項第二号の児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

第三条 条例第七条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 嘱託医 一以上

二 児童指導員及び保育士

イ 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を四で除して得た数以上

ロ 児童指導員 一以上

ハ 保育士 一以上

三 栄養士 一以上

四 調理員 一以上

五 児童発達支援管理責任者 一以上

2 条例第七条第二項に規定する場合においては、同項の機能訓練担当職員の数の前項第二号イの児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

3 条例第七条第三項の規則で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とし、当該各号に定める員数については、第一項第二号イの児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

一 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに四以上

二 機能訓練担当職員 機能訓練を行うために必要な数

4 条例第七条第四項の規則で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とし、当該各号に定める員数については、第一項第二号イの児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

一 看護師 一以上

二 機能訓練担当職員 一以上

5 第一項第一号イ及び第三項第一号の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、そ

の提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

6 条例第七条に規定する従業者（同条第一項の嘱託医を除く。）は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項の栄養士及び調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

（管理者）

第四条 指定児童発達支援事業所の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第五条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所（以下「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（設備及び備品等）

第六条 条例第九条第一項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

2 条例第九条第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 条例第九条第二項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、この限りでない。

一 指導訓練室

イ 定員は、おおむね十人とする。

ロ 障害児一人当たりの床面積は、二・四七平方メートル以上とすること。

二 遊戯室 障害児一人当たりの床面積は、一・六五平方メートル以上とすること。

4 条例第九条第二項及び第三項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福

祉施設の設備に兼ねることができる。

（利用定員）

第七条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を五人以上とすることができる。

（内容及び手続の説明及び同意）

第八条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第三十二条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（契約支給量の報告等）

第九条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前三項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があつた場合について準用する。

（連絡調整に対する協力）

第十条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第十一条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を動案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認められた

場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第十二条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。

(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)

第十三条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害児通所支援事業者等との連携等)

第十五条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、県、市町村、障害福祉サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十六条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十七条 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであつて、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに規定する支払については、この限りでない。

(通所利用者負担額の受領)

第十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十一条の五の三第二項第二号(法第二十一条の五の三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額及び肢体不自由児通所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。以下同じ。)の支払を受けるものとする。

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領(法第二十一条の五の七第十一項(法第二十一条の五の三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第二十一条の五の二十八第三項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。以下同じ。)を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額(法第二十一条の五の三第二項第一号(法第二十一条の五の三第二項の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額をいう。以下同じ。)の支払を受けるものとする。

3 指定児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号(第一号にあつては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号に掲げる費用については、別に知事が定めるところによるものとする。

5 指定児童発達支援事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定児童発達支援事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(通所利用者負担額に係る管理)

第十九条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があつたときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第二十条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、第十八条第二項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(指定児童発達支援の取扱方針)

第二十一条 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいよう

に説明を行わなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

第二十一条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に児童発達支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。

9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。

(児童発達支援管理責任者の責務)

第二十三条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 次条に規定する相談及び援助を行うこと。
- 二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

第二十四条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

第二十五条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事)

第二十六条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センター)であるものに限る。第四項において同じ。において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努

めなければならない。

(生活上の便宜の供与等)

第二十七条 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(健康管理)

第二十八条 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センター)である指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期の健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センター)であるものに限る。(の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。

(緊急時等の対応)

第二十九条 指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第三十条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によつて障害児通所給付費若しくは特別障害児通所給付費の支給を受け、又は受けよつとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者の責務)

第三十一条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者に条例第二章及びこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
(運営規程)

第三十二条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第三十八条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 利用定員

五 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

六 通常の事業の実施地域

七 サービスの利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十一 虐待の防止のための措置に関する事項

十二 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第三十三条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるように、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第三十四条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支

援の提供を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第三十五条 指定児童発達支援事業者は、条例第十二条第二項の計画について、当該指定児童発達支援事業所の立地条件等を勘案してその発生が予想される非常災害の種類ごとに作成し、当該指定児童発達支援事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 条例第十二条に定めるもののほか、指定児童発達支援事業者は、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 非常災害時における他の社会福祉施設等との連携及び協力の体制の整備

二 非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時において必要となるものの備蓄及び自家発電装置等の整備

(衛生管理等)

第三十六条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第三十七条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(掲示)

第三十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(障害児等に関する情報の取扱い)

第三十九条 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。)その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。
(地域との連携等)

第四十一条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センター)である児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、その家庭からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めなければならない。
(会計の区分)

第四十二条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。
(記録の整備)

第四十三条 指定児童発達支援事業者は、障害児、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次に掲げる記録については、障害児に対する指定児童発達支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 条例第十三条第二項に規定する身体的拘束等の記録
二 条例第十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録
三 条例第十九条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

四 第四十六条第一項に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要事項の提供の記録
五 第三十条の規定による市町村への通知に係る記録

六 児童発達支援計画
七 従業者の勤務の体制についての記録

八 障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費を請求するために審査支払機関(市町村(法第一十一条の五の七第十四項の規定により支払に関する事務を国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に委託する場合にあっては、国民健康保険団体連合会)をいう。)に提出した記録
(暴力団員等の排除)

第四十四条 条例第二十條第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わ

ず、当該指定児童発達支援事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。

第二節 基準該当児童発達支援

(設備等)
第四十五条 条例第二十二條第一項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

2 条例第二十二條第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(従業者)

第四十六条 条例第二十二條第二項において準用する条例第六條第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のイ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数
イ 障害児の数が十までのもの 二以上
ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すことに

一を加えて得た数以上
二 児童発達支援管理責任者 一以上

2 前項第一号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(利用定員)

第四十七条 基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。

(準用)

第四十八条 第四条、第八条から第十七条まで、第十八条(第二項及び第四項を除く。)、第二十条第

二項、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十九条から第四十条まで、第四十一条第一項及び第四十二条から第四十四条までの規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

この場合において、第四十三条第一号から第三号までの規定中「条例」とあるのは、「条例第二十二條第一項において準用する条例」と、同条第四号中「第十六条第一項」とあるのは、「第四十八条において準用する第三十条」と、同条第八号中「障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費」とあるのは「特例障害児通所給付費」と、第四十四条中「条例」とあるのは、「条例第二十二條第二項において

準用する条例」と読み替えるものとする。

(指定生活介護事業所に關する特例)

第四十九条 条例第二十三条の規則で定める要件は、次のとおりとする。

一 指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び条例第二十三条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 条例第二十三条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

2 条例第二十三条の規定により基準該当児童発達支援事業所とみなされる場合において、この節前条(第十八条(第二項及び第四項を除く。)、第三十五条及び第四十四条の規定を準用する部分に限る。)の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。

(指定通所介護事業所に關する特例)

第五十条 条例第二十四条の規則で定める要件は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と条例第二十四条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者の数及び条例第二十四条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

三 条例第二十四条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

2 条例第二十四条の規定により基準該当児童発達支援事業所とみなされる場合において、この節第四十八条(第十八条(第二項及び第四項を除く。)、第三十五条及び第四十四条の規定を準用する部分に限る。)の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。

第三章 医療型児童発達支援

(従業者)

第五十一条 条例第二十七条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 診療所として必要とされる従業者 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の規定により必要とされる数

二 児童指導員 一以上

三 保育士 一以上

四 看護師 一以上

五 理学療法士又は作業療法士 一以上

六 児童発達支援管理責任者 一以上

2 条例第二十七条に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(設備)

第五十二条 指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

2 条例第二十八条に規定する設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、診療所として必要とされる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

(利用定員)

第五十三条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。

(通所利用者負担額の受領)

第五十四条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

一 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

二 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。)を除く。以下同じ。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額を支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの。

4 前項第一号に掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定医療型児童発達支援事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第五十五条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第五十六条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によつて障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第五十七条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 利用定員

五 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
六 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）

七 サービスの利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他運営に関する重要事項

(準用)

第五十八条 第四条、第八条から第十七条まで、第十九条、第二十一条から第二十九条まで、第三十一条、第三十三条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条、第四十条第一項、第四十一条において、第八条第一項中、「第三十二条」とあるのは、「第五十七条」と、第十一条中、「いう。第三十二条第六号及び」とあるのは、「いう。」と、第十七条第二項中、「次条第一項」とあるのは、「第五十四条第一項」と、第二十二条中、「児童発達支援計画」とあるのは、「医療型児童発達支援計画」と、第二十九条中、「医療機関」とあるのは、「他の専門医療機関」と、第三十五条中、「条例」とあるのは、「条例第二十九条において準用する条例」と、第三十八条中、「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは、「従業者の勤務の体制」と、第四十三条第一号から第三号までの規定中、「条例」とあるのは、「条例第二十九条において準用する条例」と、同条第四号中、「第十六条第一項」とあるのは、「第五十六条」と、同条第六号中、「児童発達支援計画」とあるのは、「医療型児童発達支援計画」と、同条第八号中、「障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費」とあるのは、「障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費」と、にあっては、国民健康保険団体連合会」とあるのは、「にあっては国民健康保険団体連合会、法第二十一条の五の二十九において準用する法第二十一条の三第四項の規定により社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他同項に規定する厚生労働省令で定める者（以下「報酬支払基金等」という。）に委託している場合にあつては当該報酬支払基金等」と、第四十四条中、「条例」とあるのは、「条例第二十九条において準用する条例」と読み替えるものとする。

第四章 放課後等デイサービス

第一節 指定放課後等デイサービス

(従業者)

第五十九条 条例第三十二条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のイ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 障害児の数が十までのもの 二以上

ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者 一以上

2 条例第三十二条第二項に規定する場合において、同項の機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員の数を前項第一号の指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

3 第一項第一号及び前項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

4 第一項第一号の指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第二号の児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。(設備及び備品等)

第六十条 条例第三十三条に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

2 条例第三十三条に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。(利用定員)

第六十一条 指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。(通所利用者負担額の受領)

第六十二条 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービス

入において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定放課後等デイサービス事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定放課後等デイサービス事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。(準用)

第六十三条 第四条、第五条、第八条から第十七条まで、第十九条から第二十五条まで、第二十七条、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条から第四十条まで、第四十一条第一項、第四十二条から第四十四条まで及び第五十七条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

この場合において、第八条第一項中「第三十二条」とあるのは、「第六十三条において準用する第五十七条」と、第十一条中「いう。第三十二条第六号及び第四十一条第二項」とあるのは、「いう。第六十三条において準用する第五十七条第六号」と、第十七条第二項中「次条第一項」とあるのは、「第六十二条第一項」と、第二十二條中「児童発達支援計画」とあるのは、「放課後等デイサービス計画」と、第三十五条中「条例」とあるのは、「条例第三十四条において準用する条例」と、第三十八條中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは、「従業者の勤務の体制」と、第四十三條第一号から第三号までの規定中「条例」とあるのは、「条例第三十四条において準用する条例」と、同条第四号中「第十六条第一項」とあるのは、「第六十三条において準用する第十六条第一項」と、同条第五号中「第三十条」とあるのは、「第六十三条において準用する第三十条」と、同条第六号中「児童発達支援計画」とあるのは、「放課後等デイサービス計画」と、第四十四条中「条例」とあるのは、「条例第三十四条において準用する条例」と、第五十七条第六号中「実施地域(当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは、「実施地域」と読み替えるものとする。

第二節 基準該当放課後等デイサービス

(従業者)

第六十四条 条例第三十六条第二項において準用する条例第三十二条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のイ

又は口に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ又は口に定める数

イ 障害児の数が十までのもの 二以上

ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すことに

一を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者 一以上

2 前項第一号の基準該当放課後等デイサービスの単位は、基準該当放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(設備及び備品等)

第六十五条 条例第三十六条第一項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

2 条例第三十六条第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第六十六条 第四条、第八条から第十七条まで、第二十条第二項、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条から第四十条まで、第四十一条第一項、第四十二条から第四十四条まで、第四十九条、第五十条、第五十七条、第六十一条及び第六十二条(第一項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第三十五条及び第四十三条第一号から第三号までの規定中「条例」とあるのは「条例第三十六条第二項において準用する第三十条」と、同条第八号中「障害児通所給付費又は特別障害児通所給付費」とあるのは「特別障害児通所給付費」と、第四十四条中「条例」とあるのは「条例第三十六条第二項において準用する条例」と読み替えるものとする。

第五章 保育所等訪問支援

(従業者)

第六十七条 条例第二十九条の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

二 児童発達支援管理責任者 一以上

2 前項第一号の児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(設備及び備品等)

第六十八条 条例第四十条に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(身分を証する書類の携行)

第六十九条 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第七十条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定保育所等訪問支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域(当該指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育所等訪問支援を提供する地域をいう。次条第五号において同じ。)以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定保育所等訪問支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定保育所等訪問支援事業者は、第三項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第七十一条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

五 通常の事業の実施地域

六 サービスの利用に当たつての留意事項

七 緊急時等における対応方法

八 虐待の防止のための措置に関する事項
九 その他運営に関する重要事項
(準用)

第七十二条 第四条、第八条から第十七条まで、第十九条から第二十五条まで、第二十七条、第二十九
九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十六条、第三十八条から第四十条まで、第四十一条第
一項及び第四十二条から第四十四条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。
この場合において、第四条中「ただし」とあるのは「ただし、第六十七条第一項第一号の訪問支援
員及び同項第二号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と、第八条第一項中「第
三十二条」とあるのは「第七十一条」と、第十一条中「いう。第三十二条第六号及び第四十一条第
二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第十七条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七
十条第一項」と、第二十二条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第
三十五条中「条例」とあるのは「条例第四十一条において準用する条例」と、第三十八条中「従業
者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第四十三条第一号
から第三号までの規定中「条例」とあるのは「条例第四十一条において準用する条例」と、同条第
四号中「第十六条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第十六条第一項」と、同条第
五号中「第三十条」とあるのは「第七十二条において準用する第三十条」と、同条第六号中「児童
発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十四条中「条例」とあるのは「条例
第四十一条において準用する条例」と読み替えるものとする。

第六章 多機能型事業所に関する特例
(従業者の員数に関する特例)

第七十三条 多機能型事業所（指定児童発達支援等の事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係
る事業を行う者に対する第二條第一項、第二項及び第四項、第三條、第五十一條並びに第五十九條
第一項から第三項までの規定の適用については、第二條第一項、第二項及び第四項並びに第三條第
一項第二号イ、第三項第一号、第五項及び第六項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支
援」と、同項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第五十一條第二項
中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第五十九條第一項から第
三項までの規定中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」とする。

2 利用定員の合計が二十人未満である多機能型事業所（指定児童発達支援等の事業のみを行う多機
能型事業所を除く。）は、第二條第五項及び第五十九條第四項の規定にかかわらず、当該多機能型
事業所に置くべき従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）のうち、一人以
上は、常勤でなければならぬとすることができる。

(利用定員に関する特例)

第七十四条 多機能型事業所（指定児童発達支援等の事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、
第七條、第五十三條及び第六十一條の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が
行う全ての指定通所支援の事業を通じて十人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が二十人以上である多機能型事業所（指定児童発達支援等の事業のみを行う多機
能型事業所を除く。）は、第七條、第五十三條及び第六十一條の規定にかかわらず、指定児童発達
支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を五人以上（指定児童発
達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う
場合にあつては、これらの事業を通じて五人以上）とすることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第七條、第
五十三條及び第六十一條の規定にかかわらず、その利用定員を五人以上とすることができる。

4 第二項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢
又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつて
は、第七條、第五十三條及び第六十一條の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業
所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

5 離島その他の地域であつて知事が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないも
のとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所（指定児童発達支援等の事業のみを
行う多機能型事業所を除く。）については、第二項中「二十人」とあるのは、「十人」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百
七十一号）附則第五条第一項に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であつ
て、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間に
いて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七
十一号。以下「整備法」という。）附則第二十二條第一項の規定により整備法第五条の規定による改
正後の法（以下「新法」という。）第二十一條の五の三第一項の指定を受けたものとみなされてい
るものについては、平成二十七年三月三十一日までの間は、第二條第一項第二号、第二項及び第六
項並びに第五十九條第一項第二号、第二項及び第五項の規定は適用せず、第二條第一項第一号イ及

び、第二十二條、第二十三條並びに第五十九條第一項第一号及び口の規定の適用については、第二條第一項第一号及び口中「十」とあるのは「十五」と、第二十二條第一項中「指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者は、と、」担当させる」とあるのは「行つ」と、同條第一項から第九項まで及び第二十三條中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」と、第五十九條第一項第一号及び口中「十」とあるのは「十五」とする。

3 整備法附則第二十二條第二項の規定により新法第二十一條の五の三第一項の指定を受けたものとみなされている者に対する第三條第一項第二号イ及び第三項第一号の規定の適用については、当分の間、同條第一項第二号イ中「指定児童発達支援の単位ごと」に、通じておおむね障害児の数を四で除して得た数以上」とあるのは「通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を七・五で除して得た数の合計数以上」と、同條第三項第一号中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごと」に四以上」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。） それぞれ二以上」とする。

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十六号

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 指定福祉型障害児入所施設（第二条、第四十二條）
- 第三章 指定医療型障害児入所施設（第四十三條、第四十八條）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 指定福祉型障害児入所施設

（従業者）

第二条 条例第五条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 嘱託医 一以上
- 二 看護師 次のイ又は口に掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める数
- イ 主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を二十で除して得た数以上
- ロ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 一以上

三 児童指導員及び保育士
イ 児童指導員及び保育士の総数 次の(1)から(3)までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数

- (1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を四・三で除して得た数以上（三十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該数に一を加えた数以上）
- (2) 主として盲児（強度の弱視児を含む。次条第二項において同じ。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を五で除して得た数の合計数以上（三十五人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該合計数に一を加えた数以上）

(3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を三・五で除して得た数以上

- ロ 児童指導員 一以上
- ハ 保育士 一以上
- 四 栄養士 一以上
- 五 調理員 一以上
- 六 児童発達支援管理責任者 一以上

2 条例第五条第一項及び第二項に規定する従業者（嘱託医を除く。）は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同條第一項の栄養士及び調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

3 条例第五条第三項に規定する場合にあつては、指定障害者支援施設の利用申請者は、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第四十一号。以下、「指定障害者支援施設基準規則」という。）第二条から第八条までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備）

第三条 条例第六条第一項に規定する居室の基準は、次のとおりとする。

- 一 一の居室の定員は、四人以下とすること。
- 二 障害児一人当たりの床面積は、四・九五平方メートル以上とすること。
- 三 前二号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は六人以下とし、一人当たりの床面積は三・三平方メートル以上とすること。
- 四 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

2 主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

3 条例第六条第一項及び第二項各号に規定する設備は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の利用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同条第一項及び第二項各号に規定する設備（居室を除く。）については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

4 条例第六条第三項に規定する場合にあつては、指定障害者支援施設基準規則第十二条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（内容及び手続の説明及び同意）

第四条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った入所給付決定保護者（以下、「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第三十条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第五条 指定福祉型障害児入所施設は、利用申込者に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

第六条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供を求められた場合は、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等を確かめるものとする。

（障害児入所給付費の支給の申請に係る援助）

第七条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあつた場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児入所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第八条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（居住地の変更が見込まれる者への対応）

第九条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該入所給付決定保護者の居住地の都道府県に連絡しなければならない。

（入退所の記録の記載等）

第十条 指定福祉型障害児入所施設は、入所又は退所に際しては、当該指定福祉型障害児入所施設の名前、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下、「入所受給者証記載事項」という。）を、その入所給付決定保護者の入所受給者証に記載しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、入所受給者証記載事項を遅滞なく県に対し報告しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、入所している障害児の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに県に報告しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第十一条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定による記録に際しては、入所給付決定保護者から指定入所支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定福祉型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十二条 指定福祉型障害児入所施設が、入所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接入所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該入所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに入所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに規定する支払については、この限りでない。

(入所利用者負担額の受領)

第十三条 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額(児童福祉法、昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)第二十四条の二第二項第二号(法第二十四条の二十四第二項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。)に掲げる額及び障害児入所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。以下同じ。)の支払を受けるものとする。

2 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領(法第二十四条の三第八項(法第二十四条の七第二項において準用する場合及び法第二十四条の二十四第二項の規定により同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。))の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第二十四条の二十第三項(法第二十四条の二十四第二項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。))の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額(指定入所支援に係る法第二十四条の二第二項第一号(法第二十四条の二十四第二項の規定により、同条第一項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。))に掲げる額をいう。以下同じ。))の支払を受けるものとする。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前二項の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額を支払入所給付決定保護者から受けるこ

とができる。

一 食事の提供に要する費用及び光熱水費(法第二十四条の七第一項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は、児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十七条の六第一項に規定する食費等の基準費用額(法第二十四条の七第二項において準用する法第二十四条の三第九項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該福祉型障害児入所施設に支払われた場合は、同令第二十七条の六第一項に規定する食費等の負担限度額)を限度とする。)

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号に掲げる費用については、別に知事が定めるところによるものとする。

5 指定福祉型障害児入所施設は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定福祉型障害児入所施設は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(入所利用者負担額に係る管理)

第十四条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定福祉型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定障害児入所施設等が提供する指定入所支援を受けたときは、これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額の合計額(以下「入所利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定福祉型障害児入所施設は、これらの指定入所支援の状況を確認の上、入所利用者負担額合計額を県に報告するとともに、当該入所給付決定保護者及び当該他の指定入所支援を提供した指定障害児入所施設等に通知しなければならない。

(障害児入所給付費等の額に係る通知等)

第十五条 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費の支払を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費の額を通知しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、第十三条第二項の法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められ

る事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対して交付しなければならない。
(指定入所支援の取扱方針)

第十六条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(入所支援計画の作成等)

第十七条 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に關する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下、「アセスメント」という。)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しなければならない。

8 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、入所支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下、「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて入所支援計画の変更を行うものとする。

9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的

に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
一 定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第一項から第七項までの規定は、第八項に規定する入所支援計画の変更について準用する。

(児童発達支援管理責任者の責務)

第十八条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 一次条に規定する検討及び必要な援助並びに第二十条に規定する相談及び援助を行うこと。

二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(検討等)

第十九条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができることと認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行わなければならない。

(相談及び援助)

第二十条 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の確かな把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

第二十一条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担に

より、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事)

第二十二條 指定福祉型障害児入所施設において、障害児に食事を提供するとき、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第二十三條 指定福祉型障害児入所施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、入所給付決定保護者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第二十四條 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に一回の定期の健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の入所前の健康診断

入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断

障害児が通学する学校における健康診断

定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 指定福祉型障害児入所施設の従業者の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(緊急時等の対応)

第二十五條 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、現に指定入所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(障害児の入院期間中の取扱い)

第二十六條 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であつて、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定福祉型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第二十七條 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の設置者が障害児に係る知事が定める給付金(以下「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下「障害児に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

二 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

四 当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させること。(入所給付決定保護者に関する県への通知)

第二十八條 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によつて障害児入所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を県に通知しなければならない。

(管理者)

第二十九條 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定福祉型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定福祉型障害児入所施設の

他の職務に従事させ、又は当該指定福祉型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者に条例第二章及びこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第三十条 指定福祉型障害児入所施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入所定員

四 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

五 施設の利用に当たっての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 主として入所させる障害児の障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第三十一条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、適切な指定入所支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者によって指定入所支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第三十二条 指定福祉型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第三十三条 指定福祉型障害児入所施設は、条例第十条第二項の計画について、当該指定福祉型障害児入所施設の立地条件等を勘案してその発生が予想される非常災害の種類ごとに作成し、当該指定福祉型障害児入所施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 条例第十条に定めるもののほか、指定福祉型障害児入所施設は、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 非常災害時における他の社会福祉施設等との連携及び協力の体制の整備

二 非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時において必要となるものの備蓄及び自家発電装置等の整備

(衛生管理等)

第三十四条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ又は清しきしなければならない。

(協力医療機関等)

第三十五条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第三十六条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(障害児等に関する情報の取扱い)

第三十七条 指定福祉型障害児入所施設は、指定障害児通所支援事業者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第三十八条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所しようとする障害児が、適切かつ円滑に入所できるように、当該指定福祉型障害児入所施設が実施する事業の内容に
関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(地域との連携等)

第三十九条 指定福祉型障害児入所施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(会計の区分)

第四十条 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第四十一条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次に掲げる記録については、障害児に対し指定入所支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 条例第十一条第二項に規定する身体的拘束等の記録

二 条例第十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

三 条例第十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

四 第四十一条第一項に規定する提供した指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録

五 第二十八条の規定による県への通知に係る記録

六 入所支援計画

七 従業者の勤務の体制についての記録

八 障害児入所給付費を請求するために審査支払機関（都道府県（法第二十四条の三第十一項の規定により支払に関する事務を国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に委託している場合）にあっては、国民健康保険団体連合会）をいう。）に提出した記録

(暴力団員等の排除)

第四十二条 条例第十八条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該指定福祉型障害児入所施設の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。

第三章 指定医療型障害児入所施設

(従業者)

第四十三条 条例第二十条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 病院として必要とされる従業者 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定により必要とされる数

二 児童指導員及び保育士

イ 児童指導員及び保育士の総数 次の(1)又は(2)に掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数

(1) 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を六・七で除して得た数以上

(2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳幼児の数を十で除して得た数及び障害児である少年の数を二十で除して得た数の合計数以上

ロ 児童指導員 一以上

ハ 保育士 一以上

三 心理指導を担当する職員 一以上（主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）

四 理学療法士又は作業療法士 一以上（主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）

五 児童発達支援管理責任者 一以上

2 条例第二十条第一項に規定する従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

3 条例第二十条第三項に規定する場合は、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十九号、以下「指定障害福祉サービス等基準規則」という。）第三十八条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備)

第四十四条 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

2 条例第二十一条第一項及び第二項各号に規定する設備は、専ら当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定入所支援の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない

場合は、同条第一項及び第二項各号に規定する設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

3 条例第二十一条第三項に規定する場合にあつては、指定障害福祉サービス等基準規則第四十条に規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(入所利用者負担額の受領)

第四十五条 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、次の各号に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

一 当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額

二 当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型障害児入所施設は、前二項の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。

一 日用品費

二 前号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定医療型障害児入所施設は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定医療型障害児入所施設は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児入所給付費の額に係る通知等)

第四十六条 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費又は指定障害児入所医療費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費及び障害児入所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型障害児入所施設は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事

項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(協力歯科医療機関)

第四十七条 指定医療型障害児入所施設(主として自閉症児を受け入れるものを除く。)は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(準用)

第四十八条 第四条から第十二条まで、第十四条、第十六条から第三十四条まで、第三十六条、第三十七条、第三十八条第一項、第三十九条、第四十一条及び第四十二条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第十二条第二項中、「次条第一項」とあるのは、「第四十五条第一項」と、第二十五条中、「医療機関」とあるのは、「他の専門医療機関」と、第二十八条中、「障害児入所給付費」とあるのは、「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第三十三条中「条例」とあるのは、「条例第二十二條において準用する条例」と、第三十六条中、「前条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」とあるのは、「第四十七条の協力歯科医療機関」と、第四十一条第一号から第三号までの規定中、「条例」とあるのは、「条例第二十二條において準用する条例」と、同条第四号中、「第十一条第一項」とあるのは、「第四十八条において準用する第十一条第一項」と、同条第五号中、「第二十八条」とあるのは、「第四十八条において準用する第二十八条」と、同条第八号中、「障害児入所給付費」とあるのは、「障害児入所給付費又は障害児入所医療費」と、「法第二十四条の第三十一項」とあるのは、「法第二十四条の第三十一項又は法第二十四条の二十一において準用する法第二十一条の第三十四項」と、「事務を」とあるのは、「事務を社会保険診療報酬支払基金」と、「規定する国民健康保険団体連合会」とあるのは、「規定する国民健康保険団体連合会」と、「国民健康保険団体連合会」とあるのは、「当該社会保険診療報酬支払基金等」と、第四十二条中、「条例」とあるのは、「条例第二十二條において準用する条例」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(設備に関する特例)

2 平成二十三年六月十七日前から引き続き存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号。以下、「整備法」という。)(第五条の規定による改正前の法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等(以下、「旧指定知的障害児施設等」という。)(知的障害児施設又は言うらるる施設であるものに限る。)であつて、整備法附則第

二十七条の規定により整備法第五条の規定による改正後の法第二十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされたもの(同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く)については、当分の間、第三条第一項の規定を適用する場合には、同項第一号中「四人」とあるのは「十五人」と、同項第二号中「四・九五平方メートル」とあるのは「三・三三平方メートル」とし、同項第三号の規定は、適用しない。

3 平成二十四年四月一日前から引き続き存する旧指定知的障害児施設等(肢体不自由児施設であるものに限り)であつて、整備法附則第二十七条の規定により整備法第五条の規定による改正後の法第二十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされたもの(同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く)については、当分の間、第三条第一項の規定は、適用しない。

教育委員会

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第八号

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則(昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十三条の三第十一号中「財団法人宮城県スポーツ振興財団(一)」を「公益財団法人宮城県スポーツ振興財団(一)」に改める。

別表第二第二号の表中

障害児就学指導審議会	障害児就学指導審議会(昭和五十年宮城県条例第二十七号)第一条の規定による障害のある学齢児童、学齢生徒等の就学指導に関する重要事項の調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関すること。	特別支援教育室長
宮城県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十一条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議に	スポーツ健康課

を

障害児就学指導審議会	障害児就学指導審議会(昭和五十年宮城県条例第二十七号)第一条の規定による障害のある学齢児童、学齢生徒等の就学指導に関する重要事項の調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関すること。	特別支援教育室長
宮城県特別支援教育将来構想審議会	特別支援教育将来構想審議会(平成二十五年宮城県条例第六号)第一条の規定による特別支援教育の在り方に関する総合的かつ基本的な構想の策定、当該構想到る施策の成果及び重要事項の検証その他当該構想に関する事項の調査審議に関すること。	
宮城県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第三十一条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議に	スポーツ健康課

に改める。

別表第三の表宮城県婦人会館の項中「財団法人みやぎ婦人会館」を「一般財団法人みやぎ婦人会館」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。